

墨田区子ども・子育て支援事業計画 墨田区次世代育成支援行動計画

【中間報告】

平成26年10月

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨等	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 計画策定体制と策定方法	2
(1) 計画の策定体制	2
(2) 区民との協働と説明会	3
(3) ニーズ調査	3
(4) インタビュー調査	4
第2章 墨田区における子ども・子育てを取り巻く現状	5
1 児童数の推移	5
(1) 未就学児	5
(2) 就学児	6
2 出生数と合計特殊出生率	7
(1) 出生数	7
(2) 合計特殊出生率	7
3 就業率	8
4 教育・保育施設の現状	9
(1) 幼稚園の定員・利用者数・施設数の推移	9
(2) 認可保育園の定員・利用者数・施設数の推移	9
(3) 認証保育所の定員・利用者数・施設数の推移	10
(4) その他の保育施設の定員・利用者数・施設数の推移	10
5 保育所の待機児童数	11
(1) 認可保育園の申込み者数の推移	11
(2) 待機児童数の推移	11
(3) 地域別の待機児童数の推移	12
6 学童クラブの状況	13
(1) 学童クラブの在籍数の推移	13
(2) 学童クラブの待機児童数と箇所数の推移	13
7 子育て家庭の状況	14
(1) 家族類型	14
(2) 母親の就労状況	15
(3) 保護者の子育てに対する意識	16
(4) 乳幼児の保護者の子育て環境に対する評価と要望	17
(5) 小学生の保護者の子育て環境に対する評価と要望	19

(6) 発達に心配がある児童の保護者の保育・教育への希望	21
(7) 発達に心配がある児童の保護者の子育て環境に対する評価	22
(8) 小学生の放課後の過ごし方	23
(9) 中学生・高校生等の放課後の過ごし方	24
(10) 高校生の家庭観	25
8 子どもの人口の将来推計	26
第3章 基本理念と施策の体制	27
1 基本理念	27
2 基本目標	27
(1) 基本目標①	27
(2) 基本目標②	28
(3) 基本目標③	28
(4) 基本目標④	29
(5) 基本目標⑤	29
3 施策の体系	30
4 計画事業一覧	32
第4章 施策の展開（次世代育成支援行動計画）	33
第5章 子ども・子育て支援事業計画	34
1 教育・保育の提供区域の設定	34
2 教育・保育の量の見込みと確保の内容	36
(1) 新制度による認定区分と施設・事業	36
(2) 区域別の量の見込みと確保の内容	37
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	44
(1) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ運営事業）	46
(2) 時間外保育事業（延長保育事業）	47
(3) 子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業）	48
(4) 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）	49
(5) 一時預かり事業	50
(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	52
(7) 病児・病後児保育事業	53
(9) 利用者支援事業（保育コンシェルジュ事業）	54
(10) 妊婦健康診査	54
(11) 乳児家庭全戸訪問事業	55
(12) 養育支援訪問事業	55

第6章 計画の推進体制	56
1 計画の推進	56
(1) 関係機関等との連携・協働	56
(2) 計画・制度の周知	56
2 計画の進行管理	56

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨等

これまでの少子化対策では、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、次世代育成支援をはじめ、総合的な少子化対策が進められてきました。

墨田区においては、「子どもと親と地域が共に育ち、世代を結ぶまち すみだ」を基本理念とし、平成 17 年に「すみだ子育て・子育て応援宣言―墨田区次世代育成支援行動計画―」を策定して、次世代育成支援対策を推進してきました。

しかし、出生率の低下により少子化は進行し、さらなる核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を抱く家庭も少なくなく、地域や周囲からの支援や協力を得ることが依然として困難な状況にあります。

また、家庭や地域における子育て環境も従来とは変化し、仕事と子育てを両立できる環境整備が不十分なことや、多くの待機児童が発生していることなど、多くの問題が生じています。

このような状況に対し、国は平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連 3 法を成立させました。

そして、それらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度から本格的にスタートするにあたり、区市町村は質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援の充実を図るため、区市町村において「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。

このため、墨田区では、子ども・子育て支援の取組を一層促進させるために、「墨田区子ども・子育て支援事業計画」を策定し、あわせて、これまでの次世代育成支援対策を継続して推進していくために、「墨田区次世代育成支援行動計画」を策定して、平成 27 年 4 月から 5 年間の墨田区の子ども・子育て支援の取組について定めます。

2 計画の位置付け

本計画は、「子ども・子育て支援法」の第 2 条の基本理念を踏まえ、同法第 61 条による子ども・子育て支援事業計画として、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域や、量の見込みと確保策を定めるものです。

また、「次世代育成支援対策推進法」の第 8 条による区市町村行動計画として、次世代育成支援対策を内包するものとして策定するとともに、墨田区基本計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけます。

さらには、地域福祉計画との整合性を図りながら、子ども・子育て施策の総合的で一体的な推進を進めていくものです。

【子ども・子育て支援法】

(基本理念)

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

(市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法】

(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、(中略)その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

3 計画の期間

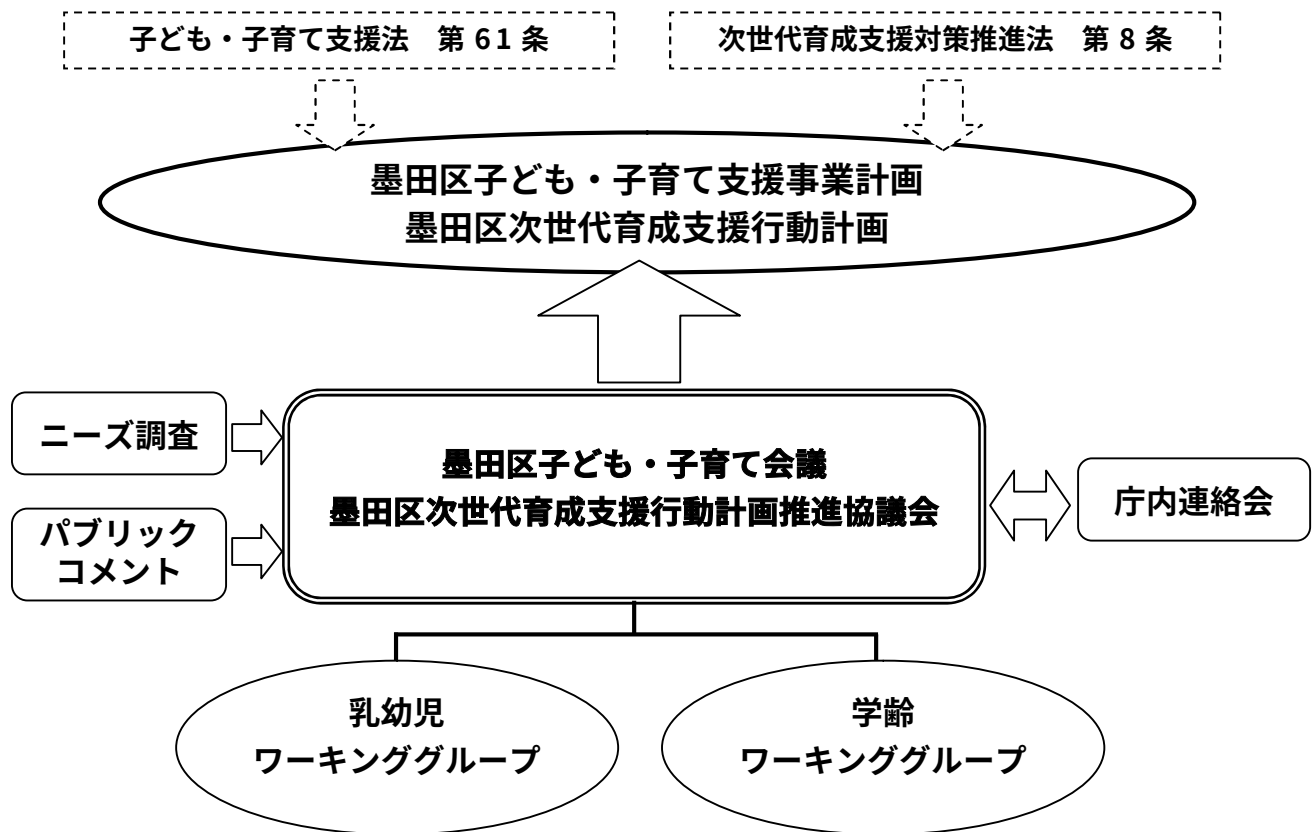
本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を 1 期とします。

なお、各施策の進捗状況について各年度で分析・評価し、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の見直しを行うものとします。

4 計画策定体制と策定方法

(1) 計画の策定体制

子ども・子育て支援法第 77 条に基づき、学識経験者や関係団体の代表者のほか、公募による保護者（区民）など 28 名から構成される「墨田区子ども・子育て会議」及び「墨田区次世代育成支援行動計画推進協議会」と、その下部組織として「乳幼児ワーキンググループ」と「学齢ワーキンググループ」を設置し、さらに、必要に応じてそれぞれのワーキンググループに「専門部会」を設け、それぞれの会議で計画内容等を協議・検討し、庁内連絡会等での検討も踏まえて策定しています。また、会議及び会議録を公開し、ホームページ等を活用して情報提供を図るなど、区民に開かれた審議を進めています。



(2) 区民との協働と説明会

本計画の策定に当たっては、パブリックコメント等を実施し（平成26年度12月頃に実施予定）、広く区民の意見を伺いながら、「墨田区子ども・子育て会議」及び「墨田区次世代育成支援行動計画推進協議会」や庁内での検討も踏まえ、計画策定を進めていきます。

また、子ども・子育て支援新制度がスタートすることから、平成26年3月に事業者を対象とした説明会を実施したほか、平成26年9月に利用者説明会として、新制度に関する講演と説明、各幼稚園・保育所等のブースを設置して来年度入園・入所予定の子どもたちの保護者に対する各施設の特色等の説明などを行いました。

(3) ニーズ調査

本計画の策定にあたっては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況やこれからの利用希望を把握するため、「子ども・子育て支援ニーズ調査」「青少年の生活等に関する調査」を実施し、平成26年3月に集計結果報告書としてとりまとめました。

この調査により得られた結果は、計画の施策の方向性や、各種サービスの量の見込みと確保の内容を設定するための検討材料として活用しました。

調査の種類 (対象者)	配布数	回収数	白 票	有効回収数	有効回収率
①乳幼児調査	2,000	1,222	2	1,220	61.0%
②小学生調査	1,500	803	2	801	53.4%
③成人前調査	693	483	—	483	69.7%
中学生	393	358	—	358	91.1%
高校生等	300	125	—	125	41.7%
総 計	4,193	2,508	4	2,504	59.7%

(4) インタビュー調査

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査では十分な把握が難しい発達に心配がある児童（自閉症、注意欠陥多動性障害、学習障害等いわゆる発達障害児）のニーズに迫るため、保護者に対して聞き取りによる調査を行いました。

また、ニーズ調査（成人前調査）の対象となる高校生について、アンケートの掘り下げや生の声を聞くため、聞き取りによる調査を行いました。

この調査により得られた結果は、計画の施策の方向性や、各種サービスの量の見込みと確保の内容を設定するための参考としました。

調査の種類 (対象者)	参加人数	参加者
発達に心配のある児童の 保護者へのインタビュー	9 人	「みつばち園」通園児の保護者（1人） 「にじの子」通園児の保護者（8人）
高校生へのインタビュー	16 人 (男子 11 人・女子 5 人)	高校1年生（墨田区在住者）

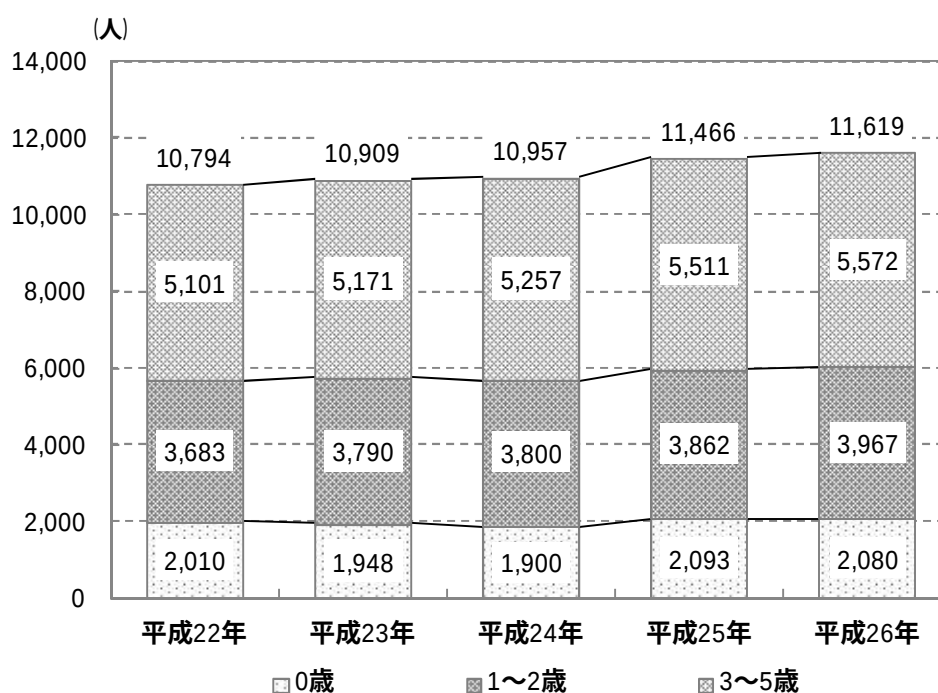
第2章 墨田区における子ども・子育てを取り巻く現状

1 児童数の推移

(1) 未就学児

平成22年以降の未就学児の推移をみると、0歳、1～2歳、3～5歳のいずれも年々増加傾向にあり、5年前の平成22年と比べると、825人増え、平成26年には11,619人となっています。

【未就学児童の推移】



※平成24年7月9日から外国人が住民基本台帳法の適用対象となったため、平成25年以降の数値は日本人と外国人を合わせたもの。

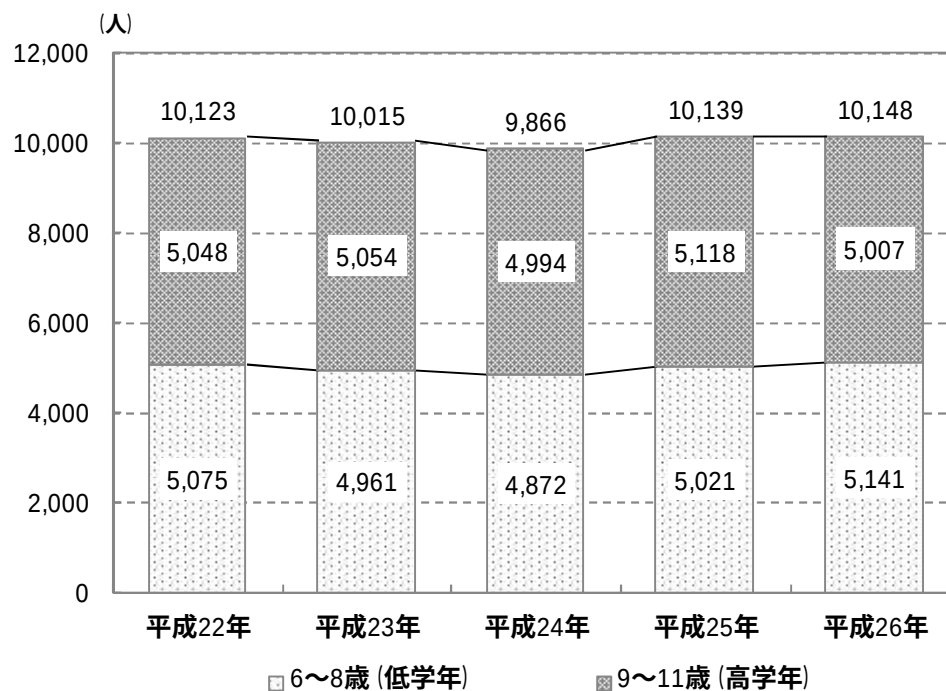
(各年4月1日現在)

資料：窓口課

(2) 就学児

平成 22 年以降の就学児の推移をみると、全体で 10,000 人前後で推移しています。また、6～8 歳の低学年と、9～11 歳の高学年ともに 5,000 人前後で推移していますが、低学年は近年で最も多く 5,141 人となっています。

【就学児童の推移】



※平成 24 年 7 月 9 日から外国人が住民基本台帳法の適用対象となったため、平成 25 年以降の数値は日本人と外国人を合わせたものである。

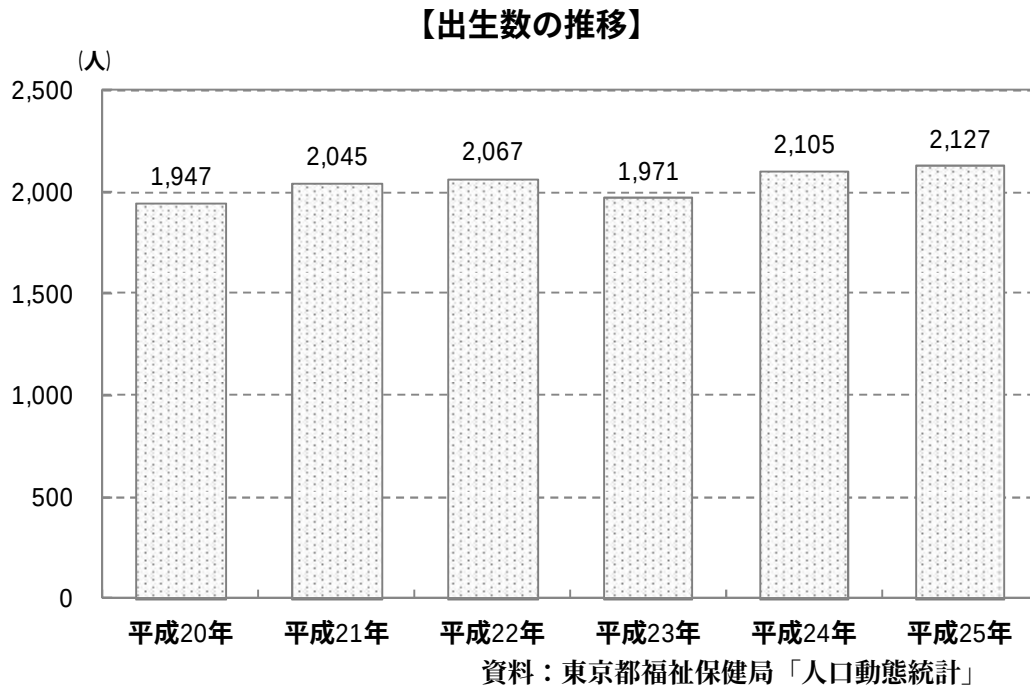
(各年 4 月 1 日現在)

資料：窓口課

2 出生数と合計特殊出生率

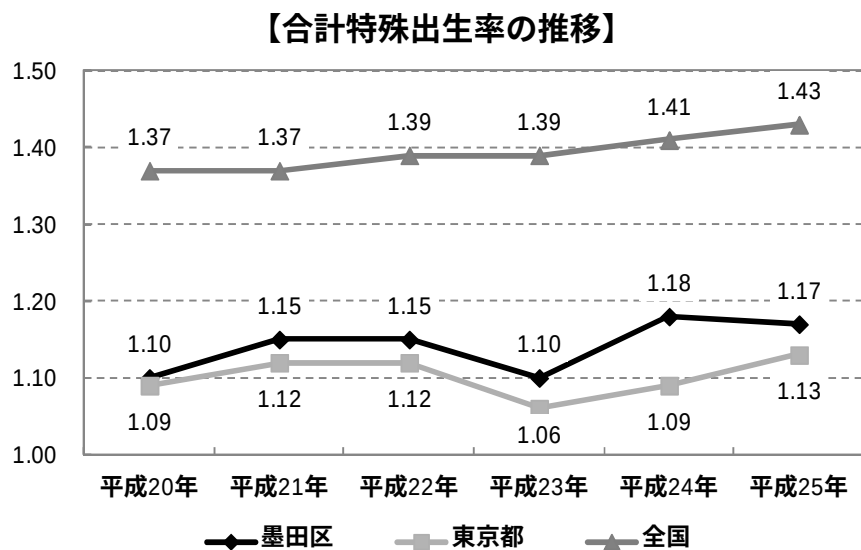
(1) 出生数

平成 20 年以降の出生数は、2,000 人前後で推移していますが、平成 25 年は近年で最も多い 2,127 人となっています。



(2) 合計特殊出生率

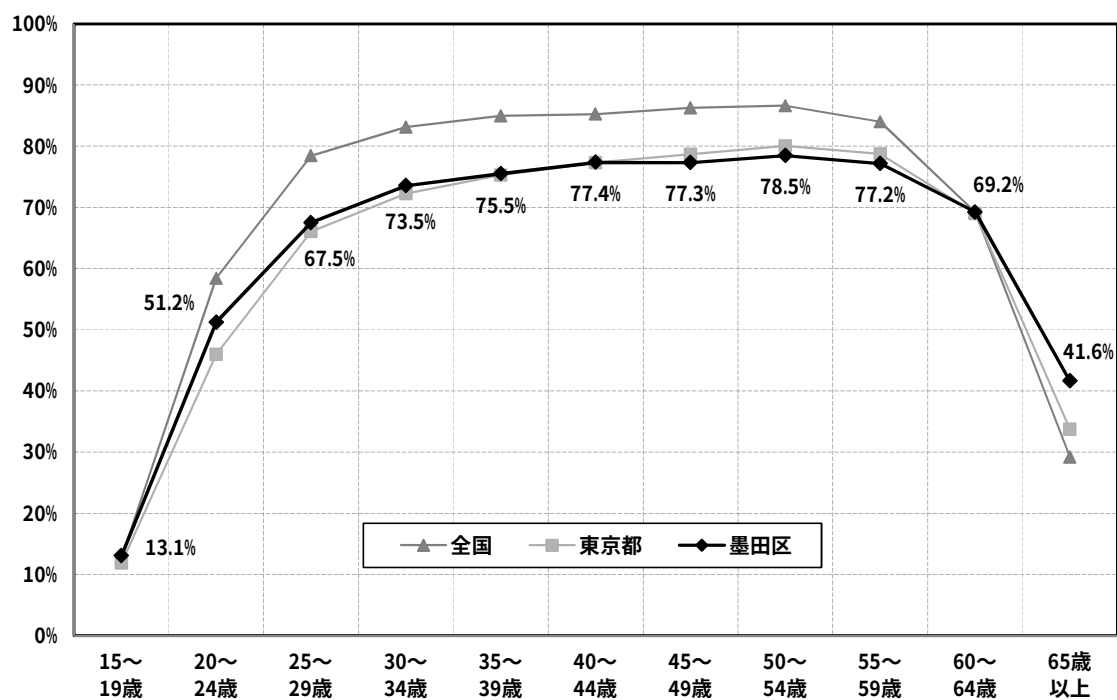
合計特殊出生率は、全国と比べると低い数値となっていますが、東京都と比べると高い水準にあり、平成 24 年は近年の中で最も高く 1.18 となっており、平成 25 年も同水準の 1.17 となっています。



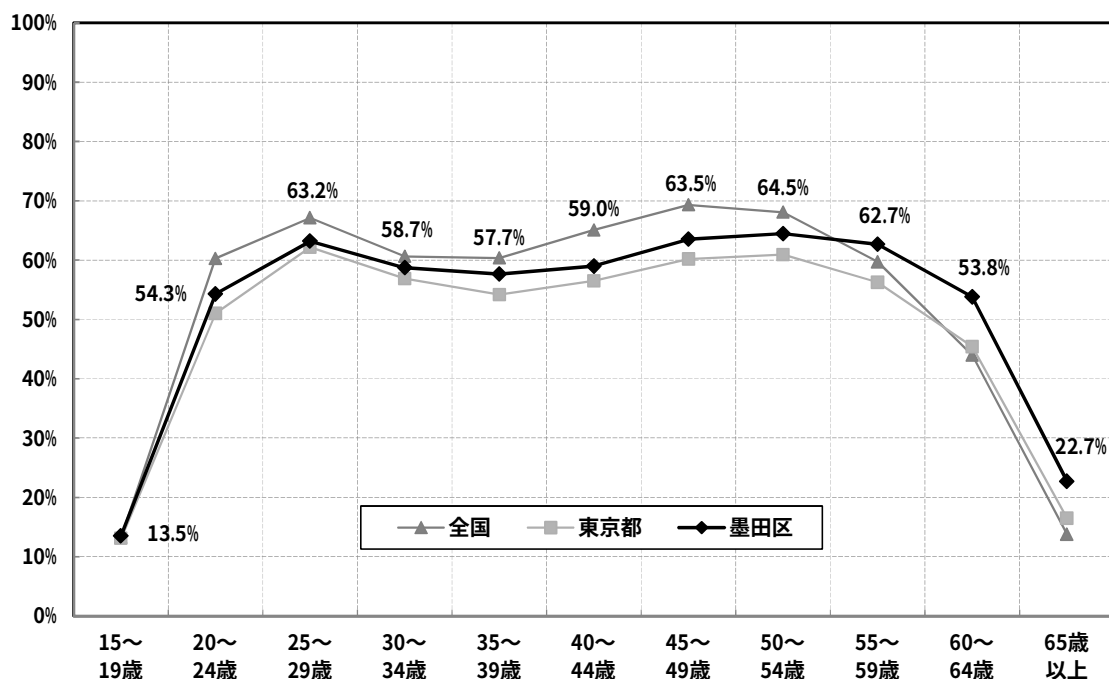
3 就 業 率

就業率を墨田区、東京都、全国で比較すると、男性はおおむね全国を下回っていますが、ほぼ東京都と同じような数値となっています。女性は、全体として緩やかな M 字型の状況にあり、おおむね東京都と全国の中間の数値となっていますが、55 歳以降では全国を上回っています。

【男性の就業率（平成 22 年）】



【女性の就業率（平成 22 年）】



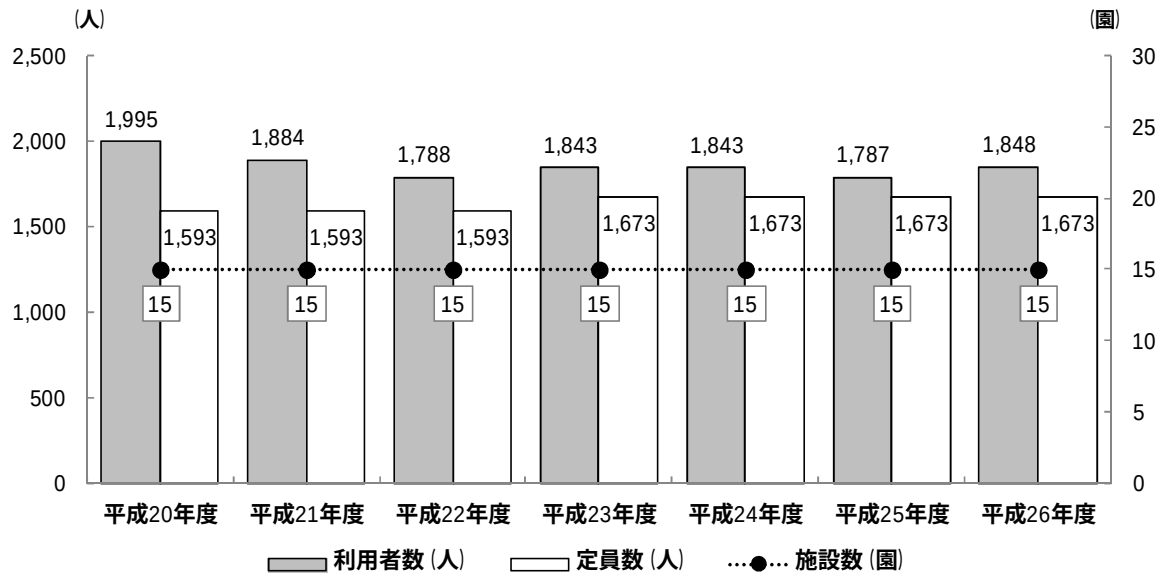
資料：平成 22 年国勢調査

4 教育・保育施設の現状

(1) 幼稚園の定員・利用者数・施設数の推移

幼稚園は近年、15 園で推移し、定員は微増傾向にありますが、利用者数はいずれの年も定員を上回る状況にあります。

【幼稚園の定員・利用者数・施設数の推移】

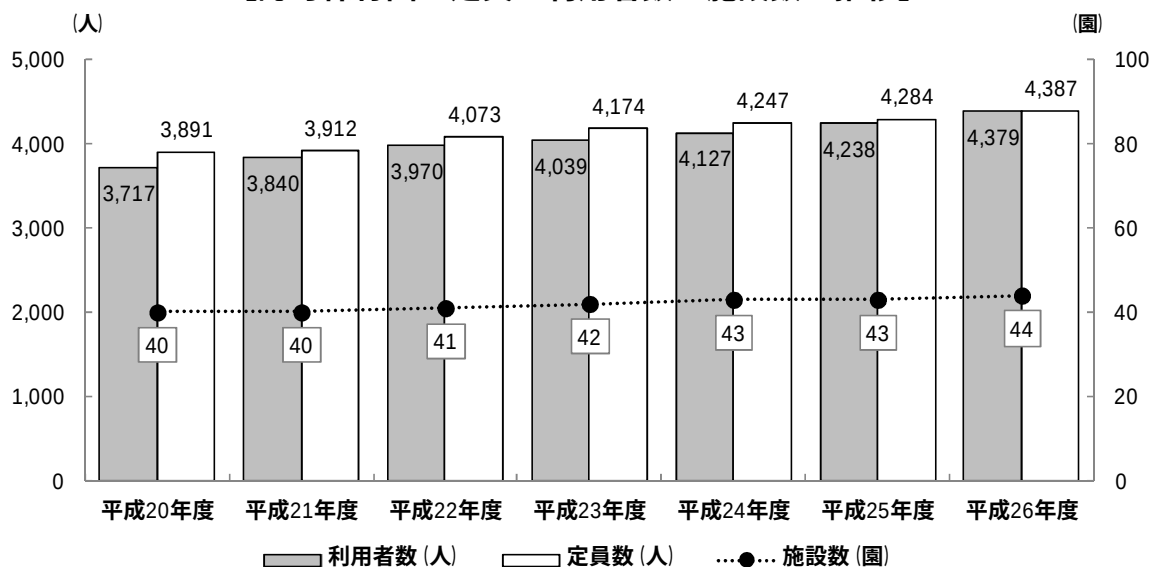


(各年5月1日現在)
資料：子育て支援課

(2) 認可保育園の定員・利用者数・施設数の推移

認可保育園は、ここ数年で施設数が徐々に増え、それに伴い利用者数、定員数ともに増加傾向にあります。

【認可保育園の定員・利用者数・施設数の推移】

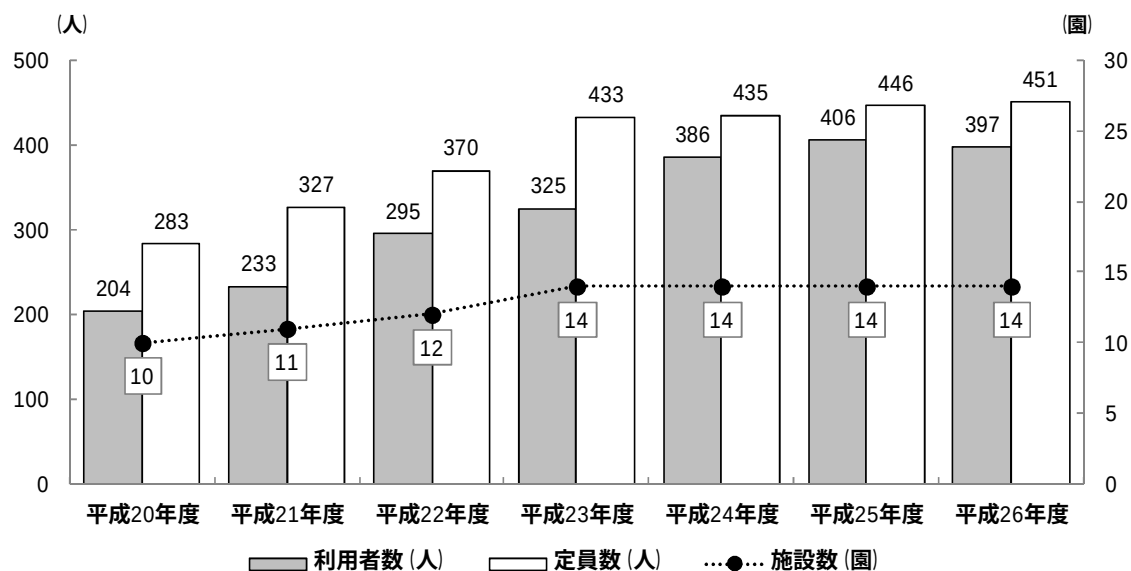


(各年4月1日現在)
資料：子育て支援課

(3) 認証保育所の定員・利用者数・施設数の推移

認証保育所は、ここ数年は 14 園で推移していますが、定員数は微増傾向にあり、利用者数もここ数年では 400 名前後で推移しています。

【認証保育所の定員・利用者数・施設数の推移】

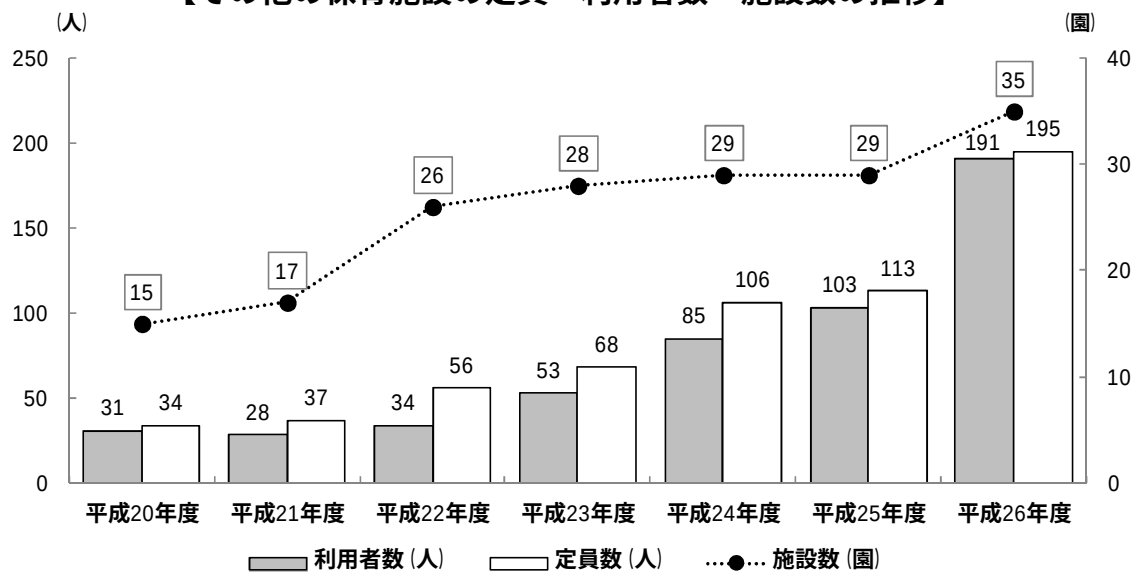


(各年 4 月 1 日現在)
資料：子育て支援課

(4) その他の保育施設の定員・利用者数・施設数の推移

家庭的保育、定期利用、グループ保育は平成 22 年度以降、施設数が増加したことに伴い、定員数が増え、利用者数も増加傾向にあります。

【その他の保育施設の定員・利用者数・施設数の推移】



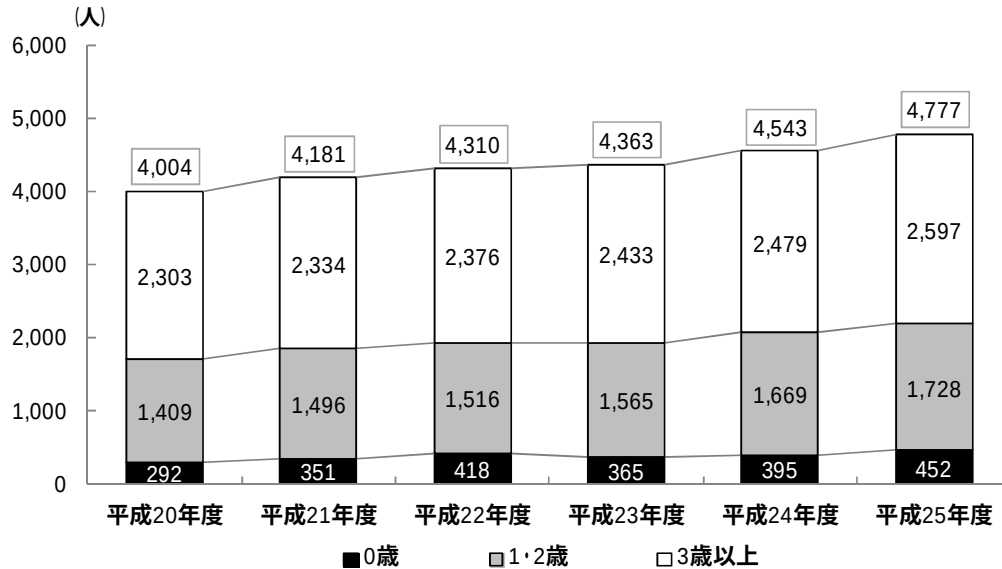
(各年 4 月 1 日現在)
資料：子育て支援課

5 保育所の待機児童数

(1) 認可保育園の申込み者数の推移

認可保育園の申込み者数は、年々増加傾向にあり、平成20年度と比較すると773人増え、平成25年度には4,777人となっています。

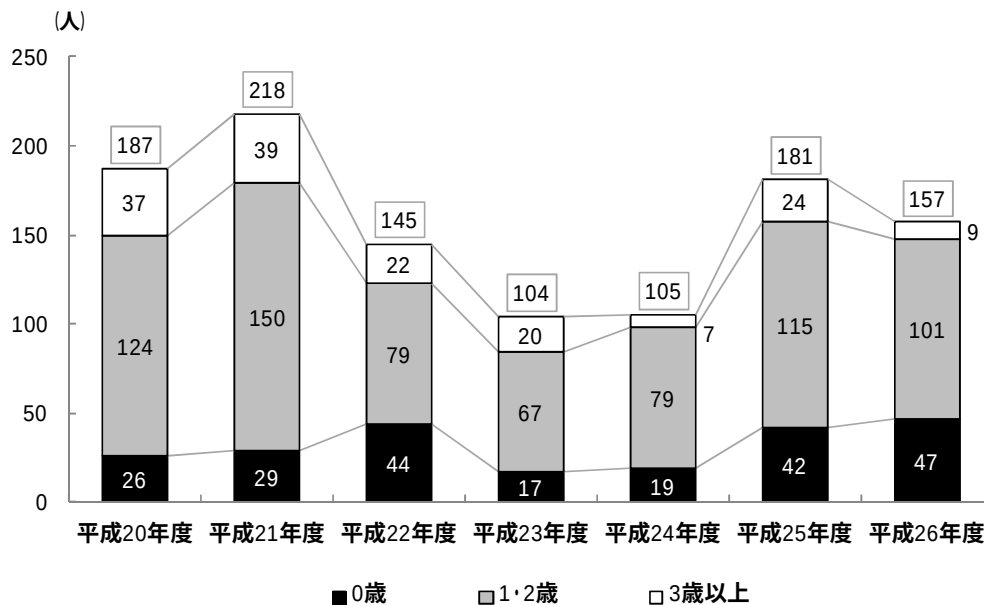
【認可保育園の申込み者数の推移】



(2) 待機児童数の推移

待機児童は近年、100人から200人前後で推移していますが、その年によってばらつきがあります。ただし、いずれの年も1・2歳に多くの待機児童がいます。

【待機児童数の推移】

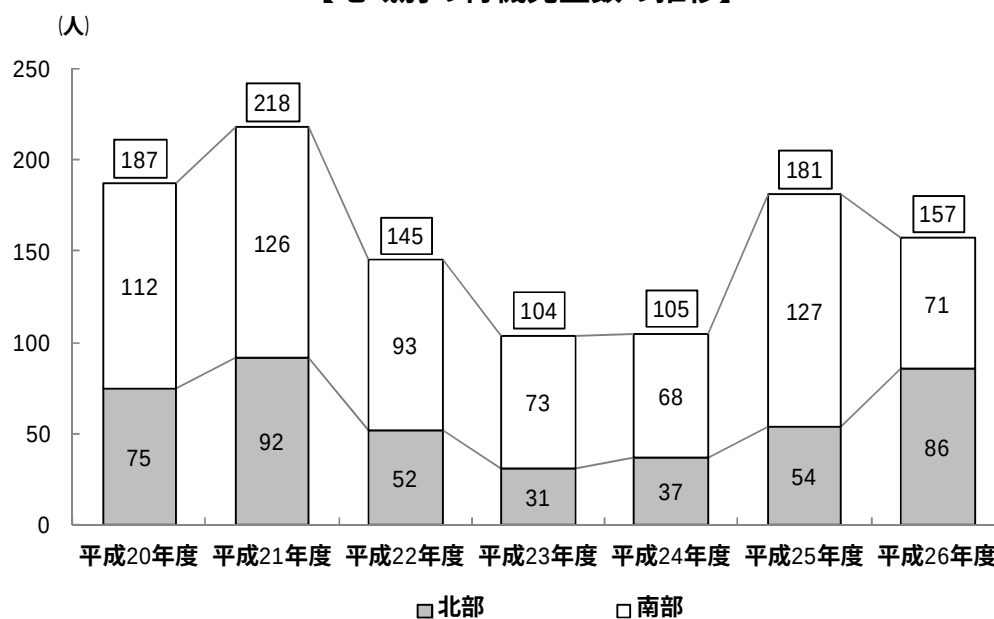


(各年4月1日現在)
資料：子育て支援課

(3) 地域別の待機児童数の推移

待機児童を南北別でみると、平成 22 年以降、南北ともに減少傾向にありましたが、平成 25 年度には主に南部で増加し、平成 26 年度は北部で増加しています。

【地域別の待機児童数の推移】

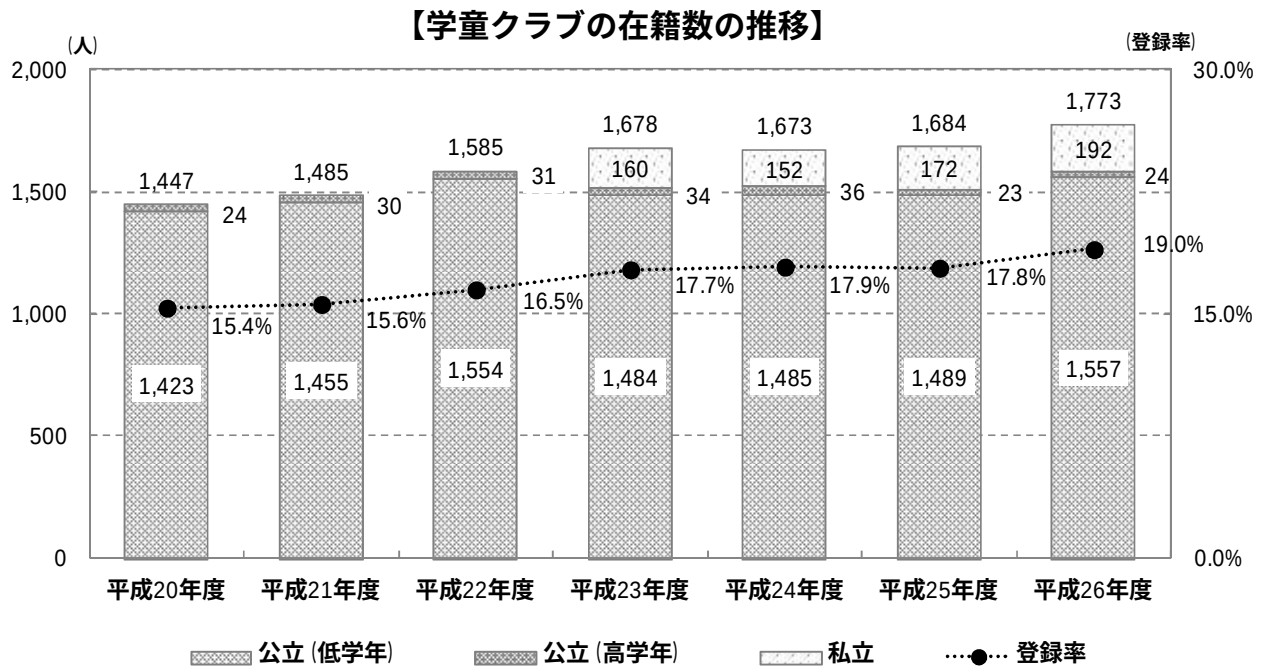


(各年4月1日現在)
資料：子育て支援課

6 学童クラブの状況

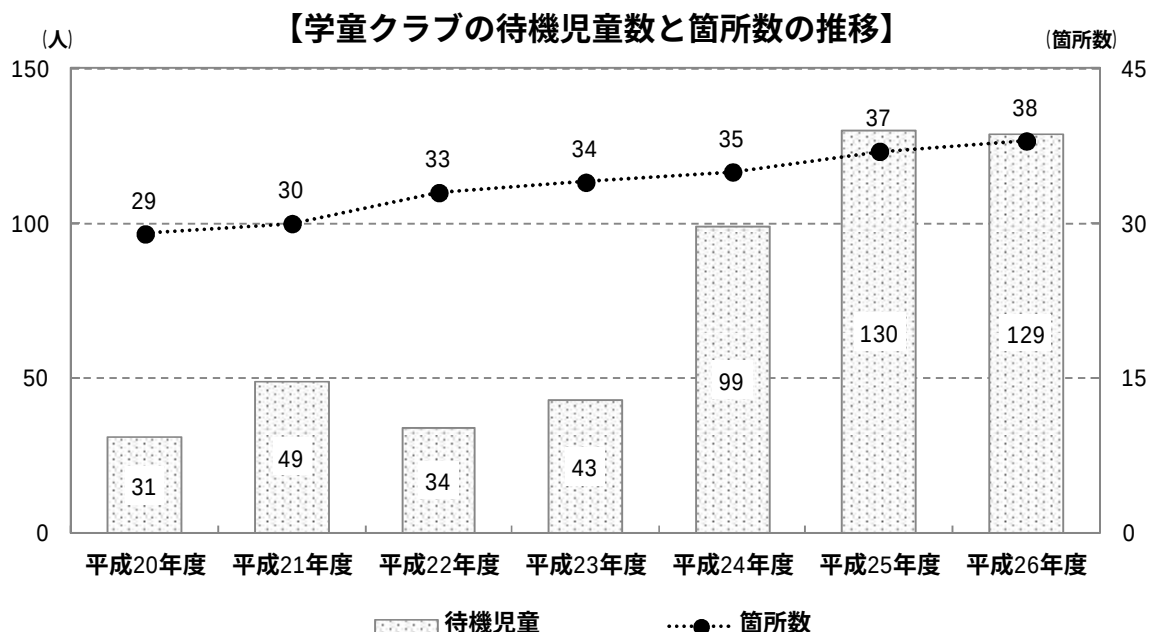
(1) 学童クラブの在籍数の推移

学童クラブの在籍数は、緩やかな増加傾向にあり、平成 26 年度には 1,773 人となっています。また、低学年の在籍数は 1,500 人前後で推移し、全児童数に占める登録率は平成 26 年度に 19.0%となっています。



(2) 学童クラブの待機児童数と箇所数の推移

学童クラブの箇所数は増加傾向にあり、平成 26 年度には 38 箇所となっています。箇所数が増加したことにより、定員数も増えていますが、待機児童数はここ数年で急増し、平成 26 年度には 129 人となっています。



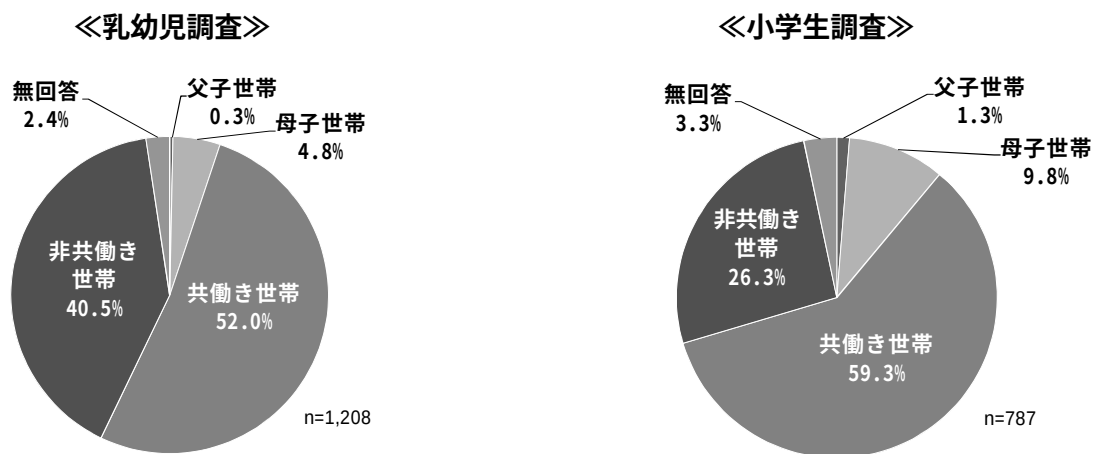
7 子育て家庭の状況

(1) 家族類型

乳幼児の各世帯の家庭類型は、「共働き世帯」が 52.0%、「非共働き世帯」が 40.5% などとなっています。また、年齢別にみると、3 歳、5 歳で「共働き世帯」の割合が高く、「非共働き世帯」の割合が低くなっています。

小学生の各世帯の家庭類型は、「共働き世帯」が 59.3%、「非共働き世帯」が 26.3% などとなっています。また、学年別にみると、学年が上がるほど「共働き世帯」の割合が高くなる傾向があり、「非共働き世帯」との差が大きくなっています。

【各世帯の家族類型】



資料：「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査 墨田区青少年の生活等に関する調査 集計結果報告書」（平成 26 年 3 月）

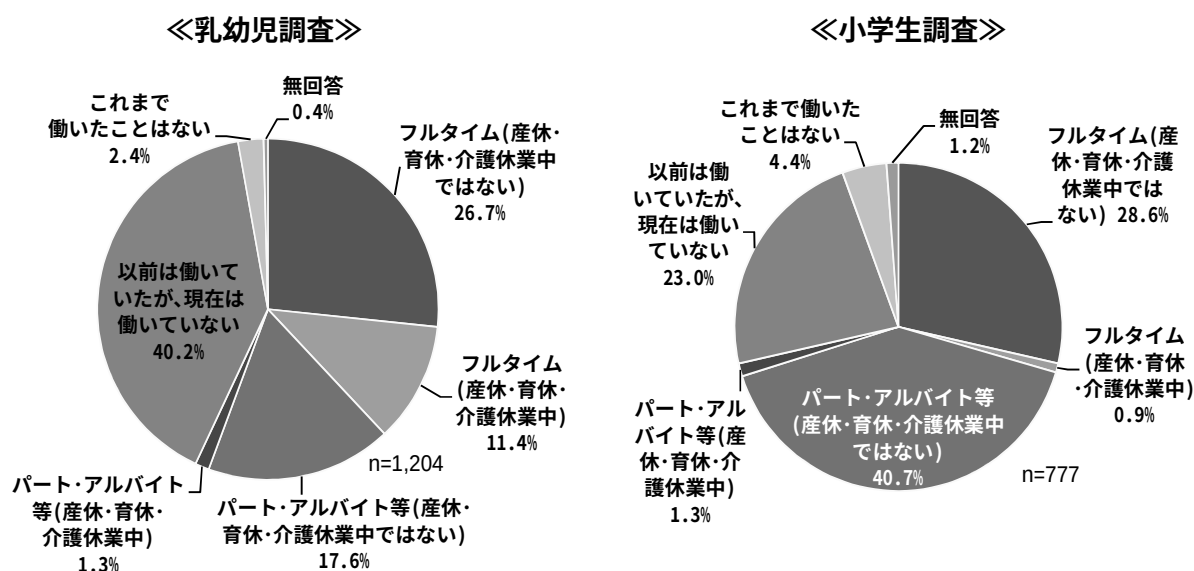
(2) 母親の就労状況

乳幼児の母親の現在の就労状況は、「以前は働いていたが、現在は働いていない」が40.2%と最も多く、次いで「フルタイム（産休・育休・介護休業中ではない）」が26.7%、「パート・アルバイト等（産休・育休・介護休業中ではない）」が17.6%などとなっています。

小学生の母親は、「パート・アルバイト等（産休・育休・介護休業中ではない）」が40.7%と最も多く、次いで「フルタイム（産休・育休・介護休業中ではない）」が28.6%、「以前は働いていたが、現在は働いていない」が23.0%などとなっています。

フルタイムで働いている母親の割合はそれほど差がありませんが、パート・アルバイトは小学生の母親の方が高い割合を占め、結果的に現在働いていない母親は小学生の方が少ない状況です。

【母親の就労状況】



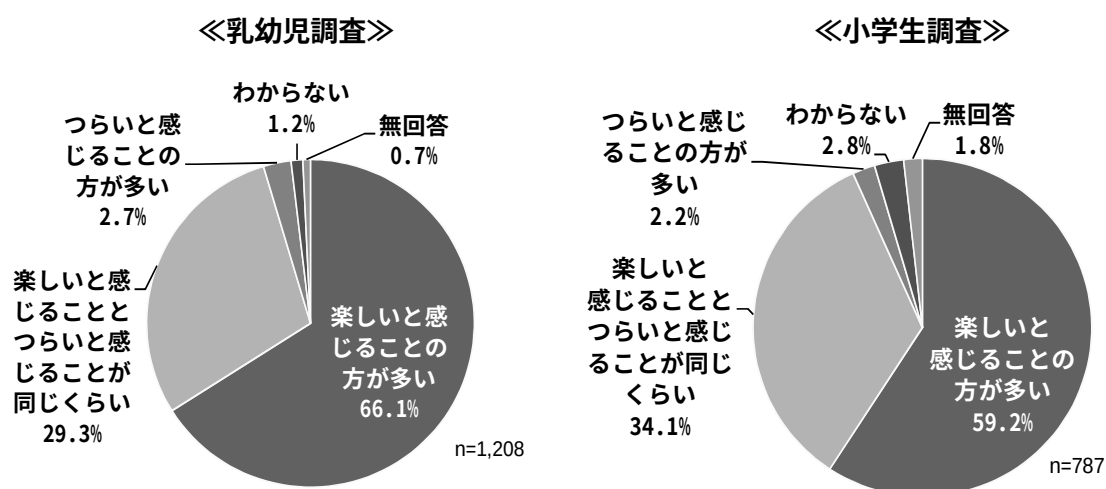
資料：「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査 墨田区青少年の生活等に関する調査 集計結果報告書」（平成26年3月）

(3) 保護者の子育てに対する意識

乳幼児の保護者は、子育てについて、「楽しいと感じることの方が多い」との回答が66.1%で最も多く、次いで「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」が29.3%、「つらいと感じることの方が多い」が2.7%などとなっています。

小学生の保護者は、「楽しいと感じることの方が多い」との回答が59.2%で最も多く、次いで「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」が34.1%、「つらいと感じることの方が多い」が2.2%などとなっています。

【保護者の子育てに対する意識】

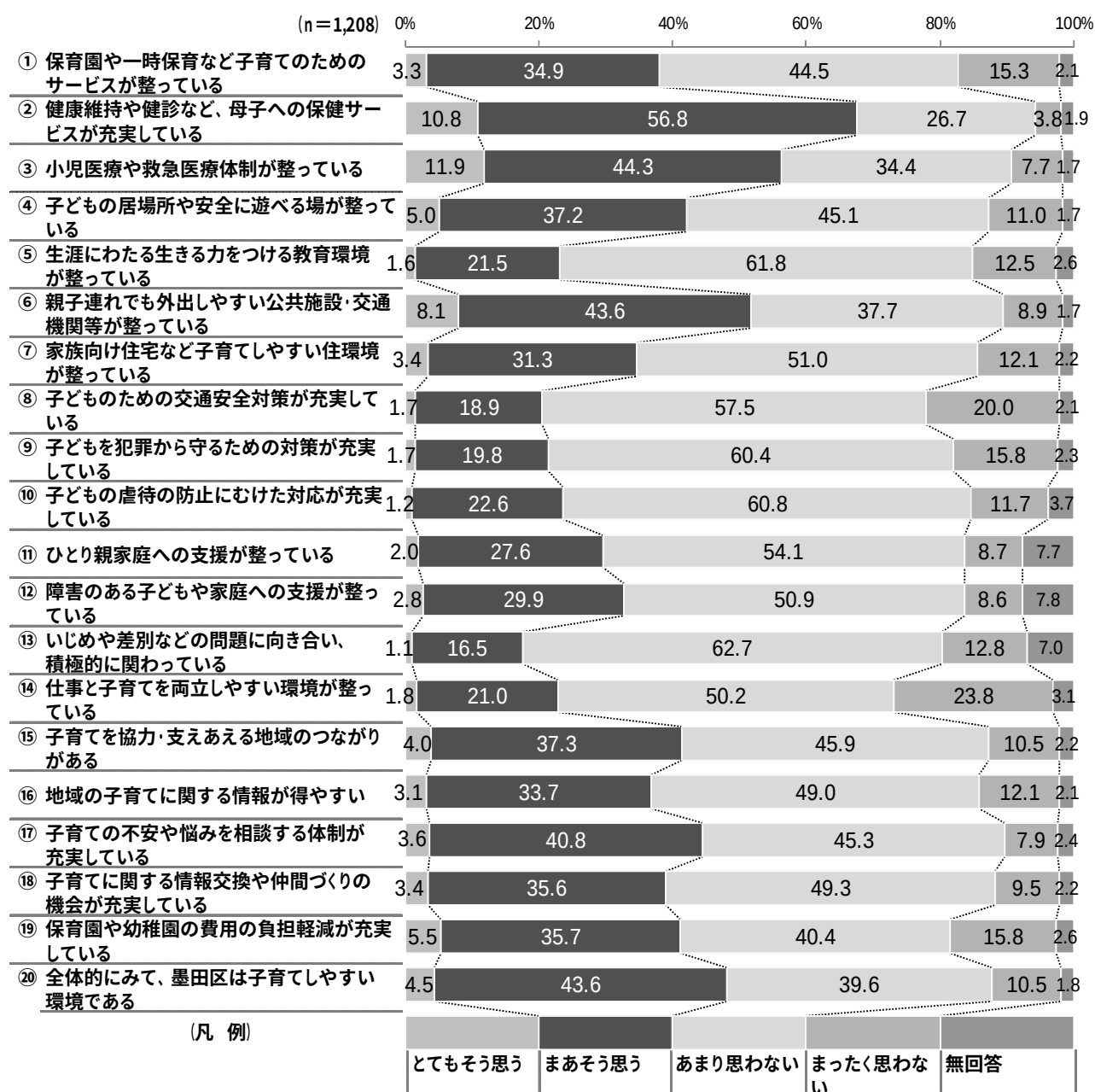


資料：「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査 墨田区青少年の生活等に関する調査 集計結果報告書」（平成26年3月）

(4) 乳幼児の保護者の子育て環境に対する評価と要望

墨田区の乳幼児期の子育て環境について、そう思う割合（「とてもそう思う」と「まあそう思う」の合計）が高かったのは、②健康維持や健診など、母子への保健サービスが充実している（67.6%）、③小児医療や救急医療体制が整っている（56.2%）、⑥親子連れでも外出しやすい公共施設・交通機関等が整っている（51.7%）などとなっています。また、「⑳全体的にみて、墨田区は子育てしやすい環境である」では48.1%となっています。

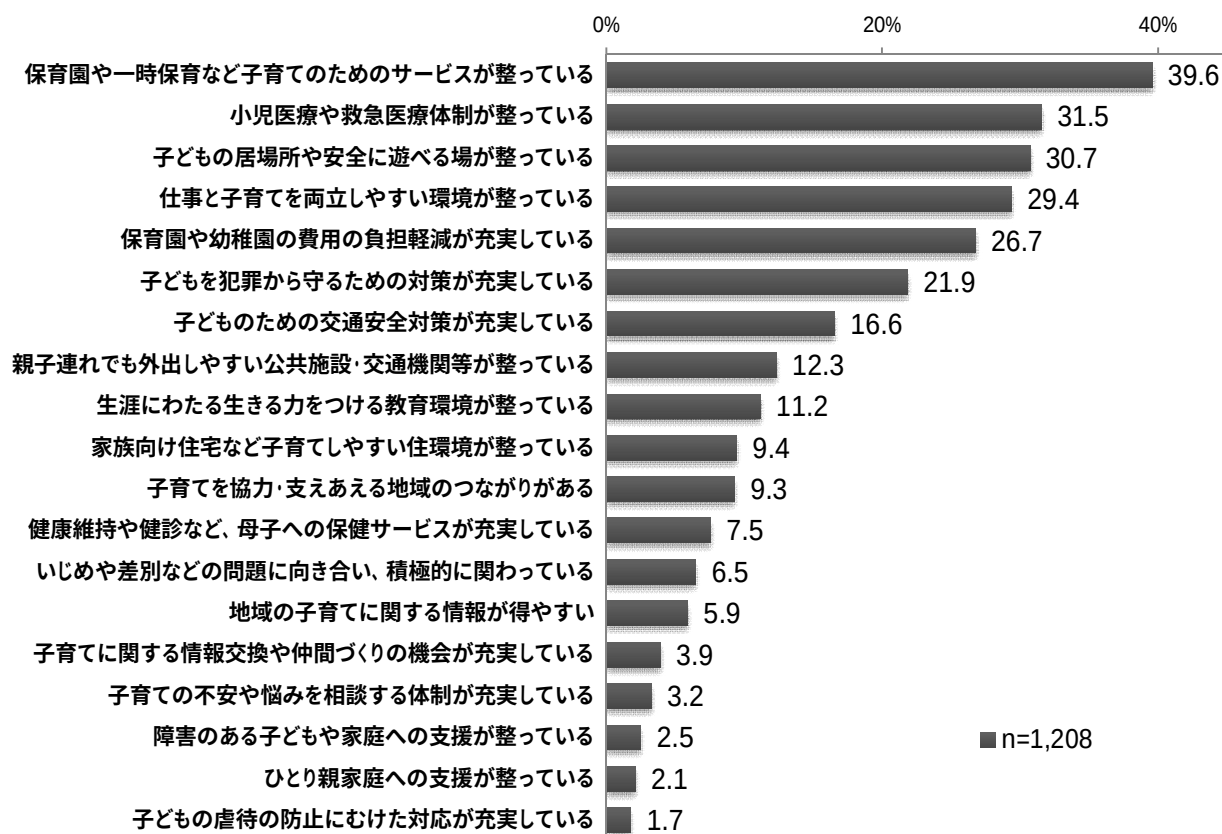
【乳幼児の保護者の子育て環境に対する評価】



資料：「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査 墨田区青少年の生活等に関する調査 集計結果報告書」（平成26年3月）

墨田区がめざす子育て環境として重要だと思うことについては、「保育園や一時保育など子育てのためのサービスが整っている」が 39.6%と最も多く、次いで「小児医療や救急医療体制が整っている」が 31.5%、「子どもの居場所や安全に遊べる場が整っている」が 30.7%など続いています。

【乳幼児の保護者の子育て環境に対する要望】

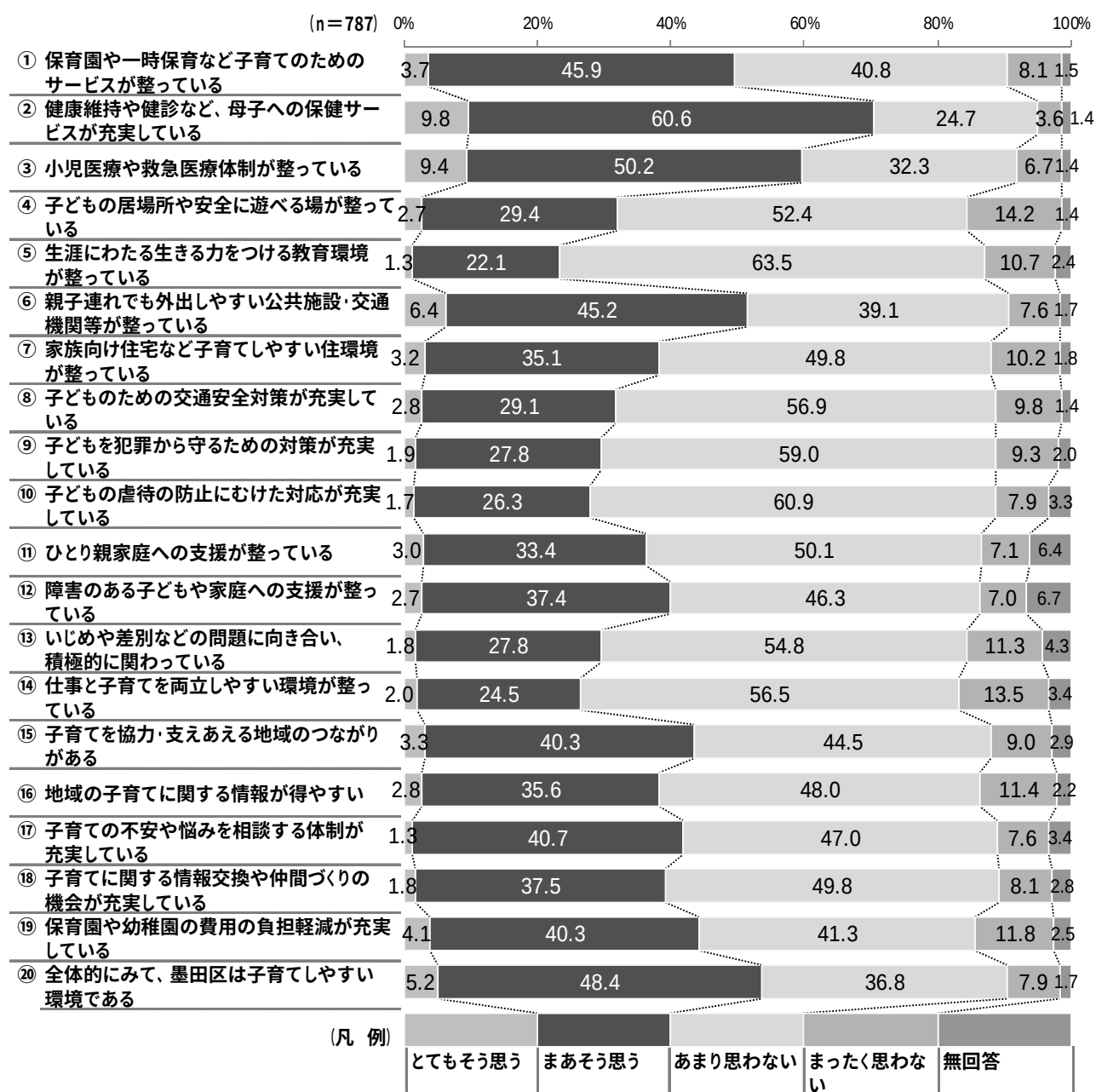


資料：「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査 墨田区青少年の生活等に関する調査 集計結果報告書」（平成 26 年 3 月）

(5) 小学生の保護者の子育て環境に対する評価と要望

墨田区の小学生の子育て環境について、そう思う割合（「とてもそう思う」と「まあそう思う」の合計）が高かったのは、②健康維持や健診など、母子への保健サービスが充実している（70.4%）、③小児医療や救急医療体制が整っている（59.6%）、⑥親子連れでも外出しやすい公共施設・交通機関等が整っている（51.6%）などとなっています。また、⑳全体的にみて、墨田区は子育てしやすい環境であるでは 53.6%と5割を超えています。

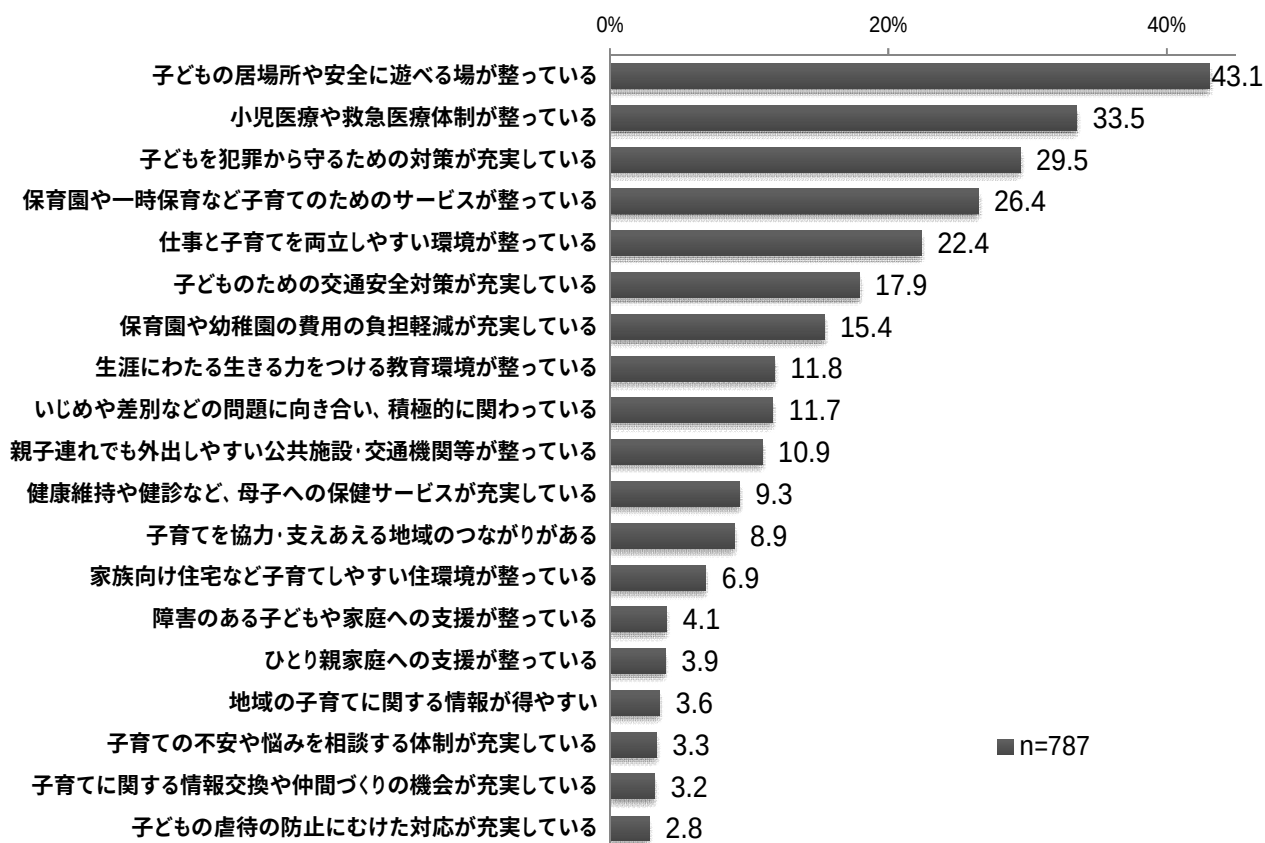
【小学生の保護者の子育て環境に対する評価】



資料：「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査 墨田区青少年の生活等に関する調査 集計結果報告書」（平成 26 年 3 月）

墨田区がめざす子育て環境として重要だと思うことについては、「子どもの居場所や安全に遊べる場が整っている」が 43.1%と最も多く、次いで「小児医療や救急医療体制が整っている」が 33.5%、「子どもを犯罪から守るための対策が充実している」が 29.5%などと続いています。

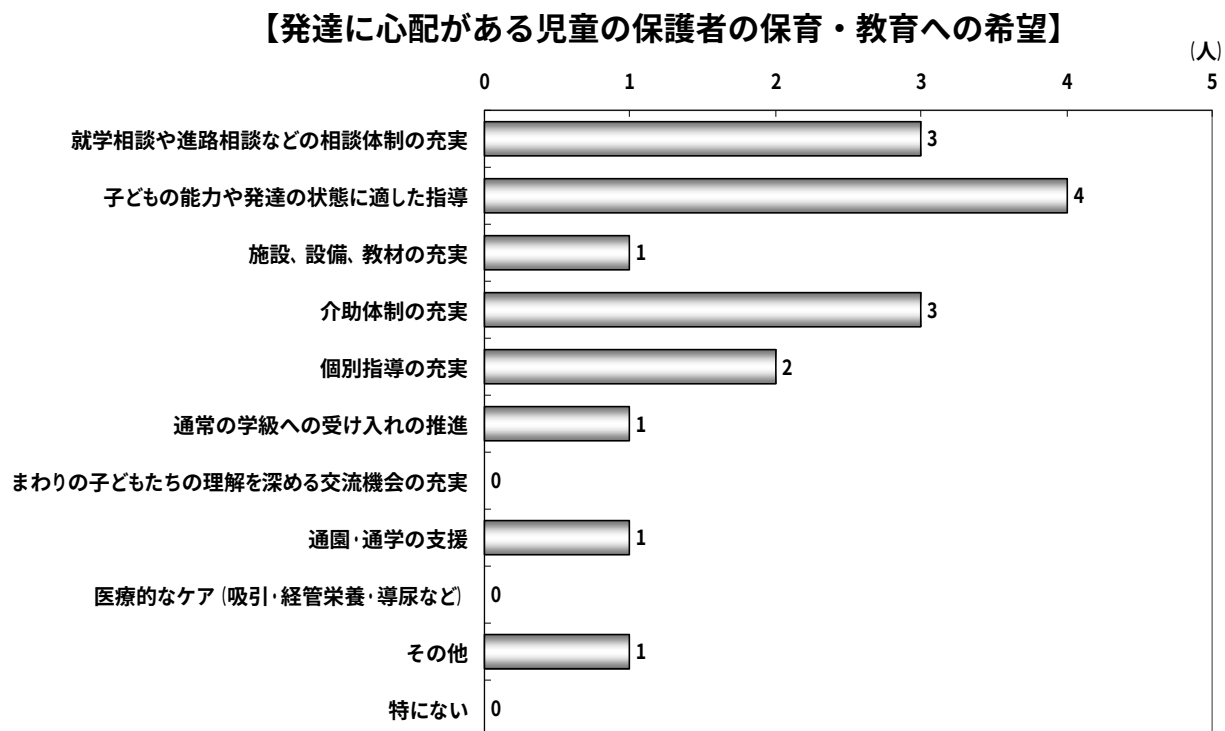
【小学生の保護者の子育て環境に対する要望】



資料：「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査 墨田区青少年の生活等に関する調査 集計結果報告書」（平成 26 年 3 月）

（６）発達に心配がある児童の保護者の保育・教育への希望

発達に心配のある児童の保護者が保育や教育に望むこととしては、子どもの能力や発達の状態に適した指導」「就学相談や進路相談などの相談体制の充実」「介助体制の充実」などが多くみられましたが、発達段階で必要な支援は変わるはずなど、選択肢を限定して回答を選ぶことは難しいとの意見もありました。



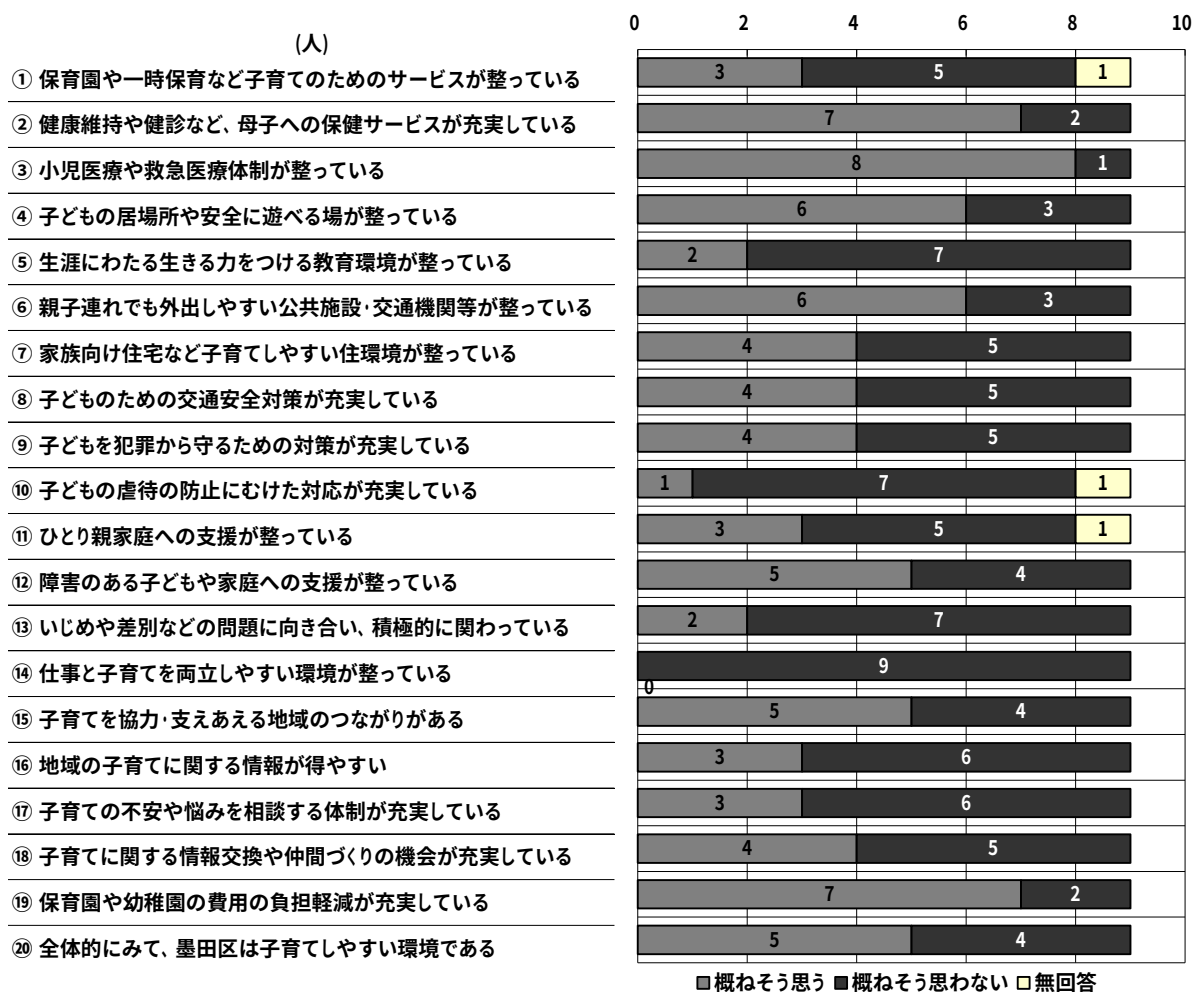
(7) 発達に心配がある児童の保護者の子育て環境に対する評価

発達に心配がある児童の保護者の子育て環境に対する評価において、「概ねそう思う」（評価する）が「概ねそう思わない」（評価しない）を上回った項目は、「③ 小児医療や救急医療体制が整っている」「② 健康維持や健診など、母子への保健サービスが充実している」「①⑨ 保育園や幼稚園の費用の負担軽減が充実している」でした。

一方、「⑤ 生涯にわたる生きる力をつける教育環境が整っている」「⑩ 子どもの虐待の防止にむけた対応が充実している」「⑬ いじめや差別などの問題に向き合い、積極的に関わっている」では「概ねそう思わない」としています。さらに「⑭ 仕事と子育てを両立しやすい環境が整っている」では全員が「概ねそう思わない」と回答しています。

ニーズ調査（乳幼児調査）の結果と比べると、「概ねそう思わない」（評価しない）が著しく多い項目は、「⑭ 仕事と子育てを両立しやすい環境が整っている」「⑰ 子育ての不安や悩みを相談する体制が充実している」となっています。

【発達に心配がある児童の保護者の子育て環境に対する評価】



(8) 小学生の放課後の過ごし方

小学生の放課後の過ごし方については、全体では「塾や習い事に行く」が 53.0%と最も多く、次いで「友達と公園や広場など外で遊ぶ」が 41.9%、「家族と過ごす」が 31.3%などとなっています。また、「学童クラブ」は、低学年が 36.1%、高学年が 5.1%、全体では 21.6%となっています。

【小学生の放課後の過ごし方】

	全体	1～3年生	4～6年生
合計 (上段:n、下段:%)	787 100.0	418 100.0	369 100.0
学校にいる(部活動やクラブ活動を含む)	10.5	9.6	11.7
学童クラブに行く	21.6	36.1	5.1
塾や習い事に行く	53.0	46.9	59.9
友達と公園や広場など外で遊ぶ	41.9	35.6	49.1
児童館に行き遊ぶ	13.9	12.0	16.0
図書館、コミュニティ会館など地域の施設に行く	6.7	4.8	8.9
友達の家に行く	15.8	12.9	19.0
自分の家で友達と過ごす	10.2	8.4	12.2
ゲームセンター・ファストフード店等に行く	0.4	0.2	0.5
地域のクラブ活動(スポーツ活動等)をする	3.7	1.4	6.2
子ども会活動・ボランティア活動等をする	0.3	0.2	0.3
家族と過ごす	31.3	33.3	29.0
自分の家でひとりで過ごす	12.3	8.1	17.1
その他	3.4	3.3	3.5
無回答	5.5	4.5	6.5

資料：「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査 墨田区青少年の生活等に関する調査 集計結果報告書」(平成 26 年 3 月)

(9) 中学生・高校生等の放課後の過ごし方

中学生と高校生等の平日の放課後は、中学生では「学校にいる（部活動やクラブ活動）」が 77.1%と最も多く、次いで「塾や習い事に行く」が 44.1%、「友だちと遊ぶ・でかける」が 43.3%などと続いています。

また、高校生では「学校にいる（部活動やクラブ活動）」が 66.3%と最も多く、次いで「友だちと遊ぶ・でかける」が 34.9%、「塾や習い事に行く」と「ひとりで家にいる・でかける」がともに 32.6%などと続いています。

【中学生・高校生等の放課後の過ごし方】

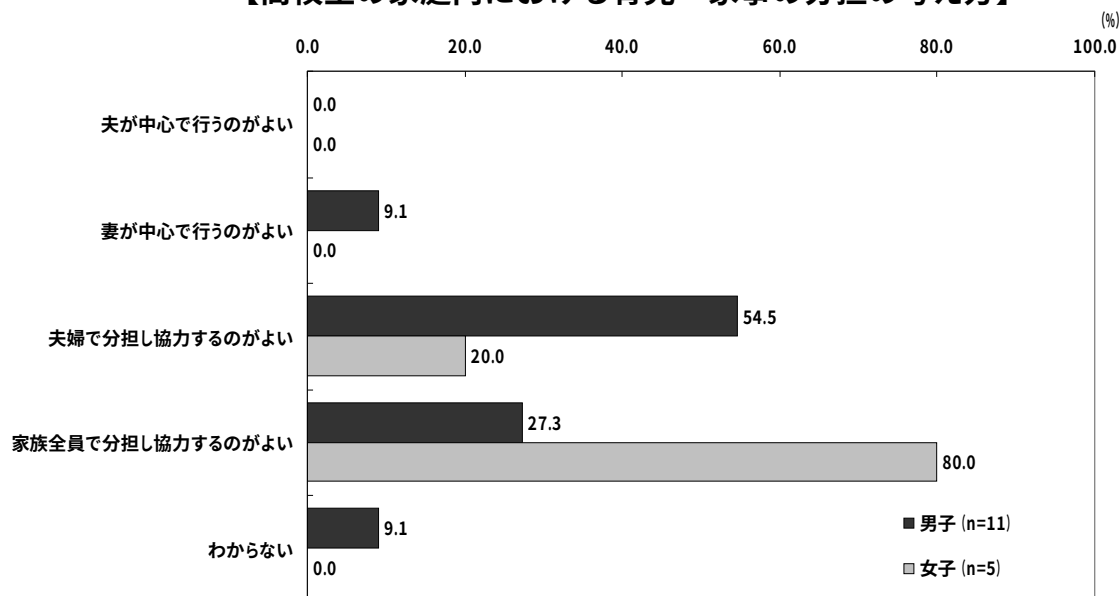
	中学生	高校生	大学生等 (その他含む)
合計 (上段:n、下段%)	358 100.0	86 100.0	39 100.0
学校にいる(部活動やクラブ活動)	77.1	66.3	35.9
塾や習い事に行く	44.1	32.6	5.1
友だちと遊ぶ・でかける	43.3	34.9	59.0
児童館に行く	3.4	0.0	0.0
図書館・コミュニティ会館図書室に行く	1.7	3.5	5.1
地域のクラブ活動(スポーツ活動など)をする	5.9	0.0	2.6
ボランティア活動などをする	0.3	0.0	0.0
家族といる・でかける	27.4	27.9	25.6
ひとりで家にいる・でかける	37.4	32.6	46.2
アルバイト・仕事をする	0.0	14.0	51.3
その他	1.4	4.7	2.6
無回答	1.1	0.0	0.0

資料：「墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査 墨田区青少年の生活等に関する調査 集計結果
報告書」(平成 26 年 3 月)

(10) 高校生の家庭観

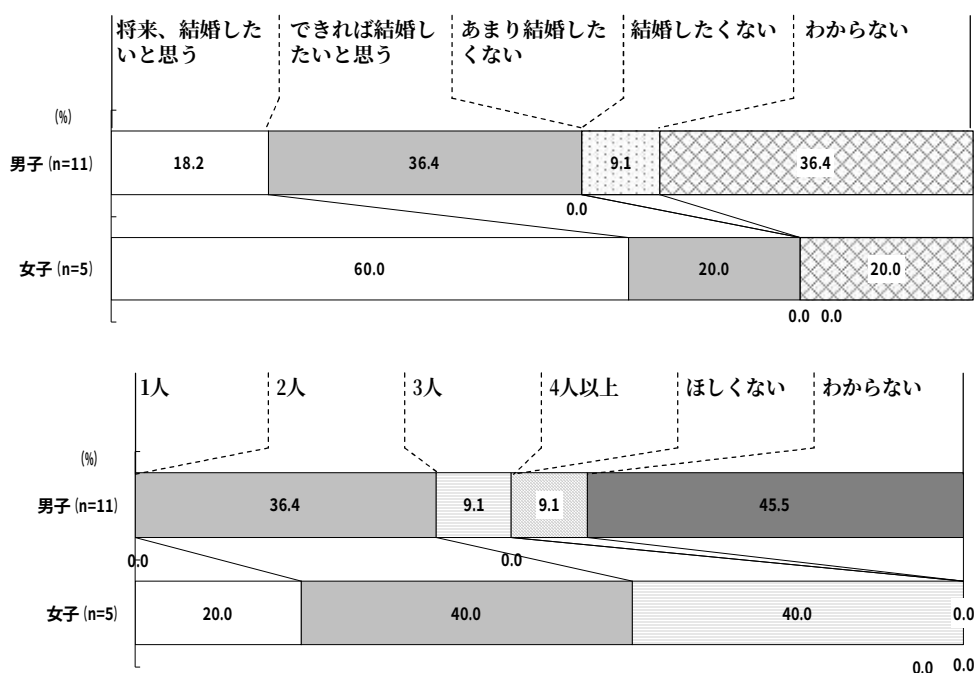
男子は「夫婦で分担し協力するのがよい」が6人(54.5%)と最も多く、女子は「家族全員で分担し協力するのがよい」が4人(80.0%)で圧倒的多数となっています。なお、男子で「妻が中心で行うのがよい」が1人(9.1%)見受けられました。

【高校生の家庭内における育児・家事の分担の考え方】



結婚については(上表)、女子は「将来、結婚したいと思う」が3人(60%)で最も多くなりましたが、男子は「できれば結婚したいと思う」と「わからない」がそれぞれ4人(36.4%)となっています。また、子どもについては(下表)、女子は具体的な人数を挙げているのに対し、男子は「わからない」が半数近くとなっています。

【高校生の結婚と子どもについての考え】

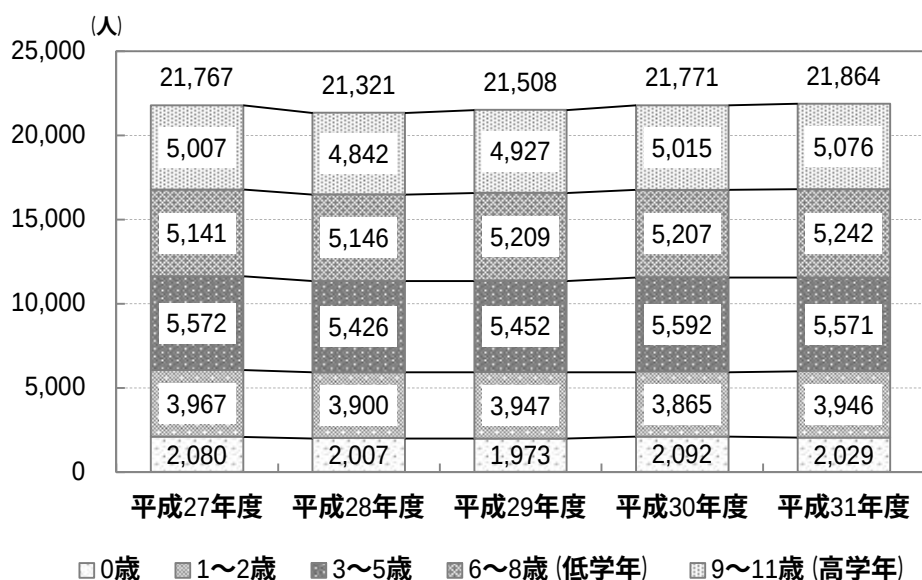


8 子どもの人口の将来推計

子どもの人口は、平成 27 年度以降、ほぼ横ばいに 21,000 人以上で推移することが推計されます。各年齢増では増減があるものの、5 年間は同じような数値で推移することが予測されます。

【子どもの人口の将来推計】

年 齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	2,080	2,007	1,973	2,092	2,029
1歳	2,080	2,027	1,977	1,943	2,058
2歳	1,887	1,873	1,970	1,922	1,888
3歳	1,885	1,891	1,827	1,919	1,872
4歳	1,877	1,770	1,885	1,819	1,911
5歳	1,810	1,765	1,740	1,854	1,788
0～5歳・小計	11,619	11,333	11,372	11,549	11,546
6歳	1,734	1,789	1,739	1,713	1,826
7歳	1,762	1,702	1,777	1,726	1,700
8歳	1,645	1,655	1,693	1,768	1,716
9歳	1,609	1,694	1,643	1,681	1,756
10歳	1,695	1,594	1,696	1,644	1,682
11歳	1,703	1,554	1,588	1,690	1,638
6～11歳・小計	10,148	9,988	10,136	10,222	10,318
合 計	21,767	21,321	21,508	21,771	21,864



第3章 基本理念と施策の体制

1 基本理念

「子ども・子育て支援新制度」において、区市町村は地域のニーズを踏まえながら、幼児期における質の高い学校教育・保育及び子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に実施することが求められます。

また、これまでの次世代育成支援行動計画の取り組みも継続していくべきものです。そのため、従来の次世代育成支援行動計画の基本理念を継承しながら、これまでの取り組みを発展させるとともに、子どもを主体とした総合的かつ効果的な施策の展開を図ることとします。

子どもと親と地域が共に育ち、子どもの最善の利益を図るまち すみだ

2 基本目標

基本理念の実現に向け、次の5つの基本目標のもと、子ども・子育て支援施策を展開していきます。

(1) 基本目標①

子どもの最善の利益を優先します

【具体的な方向性】

- (1) 子どもの豊かな育ちを育む場・機会の充実
- (2) 子どもの生きるための基礎的な力を育成する環境の整備
- (3) 子どもの心とからだの健康づくりの促進

(2) 基本目標②

保育の量的整備のみならず、保育の質を重視します

【具体的な方向性】

- (1) 親と子の健康づくりの促進
- (2) 子育て支援サービスの充実
- (3) 認定こども園・保育園・幼稚園等の教育・保育サービスの拡大と質の向上

(3) 基本目標③

困難を抱えた子どもと家庭への支援体制を手厚くします

【具体的な方向性】

- (1) ひとり親家庭等への支援
- (2) 障害のある子どもの発達と成長支援
- (3) 保護が必要な子どもとその家庭への支援
- (4) 子育て家庭への経済的な支援と生活が困窮している子どもとその家庭への支援

(4) 基本目標④

地域の子育て力及び連携を強化します

【具体的な方向性】

- (1) 親同士のつながりと子育て力の育成
- (2) 地域の子育て力の育成と協働
- (3) 個々の保育ニーズに即した子育て支援ネットワークの構築
- (4) 子どもの安全・安心を守るための環境の整備

(5) 基本目標⑤

ワークライフバランスを踏まえた支援を実施します

【具体的な方向性】

- (1) ワーク・ライフ・バランスの実現にむけた環境づくりの推進
- (2) 子育てにやさしいまちづくりの推進
- (3) 企業等の子育て力との協働
- (4) 子育て家庭の視点に立った情報の発信

3 施策の体系

次世代育成支援後期行動計画（子ども・子育て支援事業計画任意部分含む）

基本理念

子どもと親と地域が共に育ち、子どもの最善の利益を図るまち すみだ

5年後の将来像

子ども

心身ともに健康に育ち、
すみだに愛着と誇りを
持つ気持ちが育まれ
ている

子育て家庭

安心して出産し、子ども
の尊い命を守りながら、生
きがいを持って子育てを
している

地域（企業含む）

地域の力によりみんなで
子育てし、子どもの未来へ
の可能性を引き出して
いる

基本目標

目標①：子どもの最善の
利益を優先します

目標②：保育の量的整備
のみならず、保育の質
を重視します

目標③：困難を抱えた
子どもと家庭への支
援体制を手厚くします

目標④：地域の子育て力
及び連携を強化します

目標⑤：ワークライフバ
ランスを踏まえた支援を
実施します

具体的な方向性

- (1) 子どもの豊かな育ちを育む場・機会
の充実
- (2) 子どもの生きるための基礎的な力を
育成する環境の整備
- (3) 子どもの心とからだの健康づくりの
促進

- (1) 親と子の健康づくりの促進
- (2) 子育て支援サービスの充実
- (3) 認定こども園・保育園・幼稚園等の教
育・保育サービスの拡充と質の向上

- (1) ひとり親家庭等への支援
- (2) 障害のある子どもの発達と成長支援
- (3) 保護が必要な子どもとその家庭への
支援
- (4) 子育て家庭への経済的な支援と生活
が困窮している子どもとその家庭への
支援

- (1) 親同士のつながりと子育て力の育成
- (2) 地域の子育て力の育成と協働
- (3) 個々のニーズに即した子育て支援ネッ
トワークの構築
- (4) 子どもの安全・安心を守るための
環境の整備

- (1) ワーク・ライフ・バランスの実現に
むけた環境づくりの推進
- (2) 子育てにやさしいまちづくりの推進
- (3) 企業等の子育て力との協働
- (4) 子育て家庭の視点に立った情報の
発信

子ども・子育て 支援事業計画

重点事業

- ・児童館事業
- ・学童クラブ ★
- ・児童館等整備事業
- ・いきいきスクール
- ・公園再整備の計画的推進
- ・国際理解教育の推進
- ・小・中学校での食育の推進
- ・健康と体力向上の推進

- ・小児医療体制の充実・確保
- ・乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん事業） ★
- ・食育啓発・推進事業
- ・多様な保育サービスの充実（緊急一時保育・一時保育・特定保育・延長保育） ★
- ・いっしょに保育
- ・子育て安心ステーション事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業 ★
- ・子育てひろば ★
- ・地域の空き店舗等を活用した子育て支援事業
- ・保育所の整備（認可・認証の整備、改築計画） ★
- ・訪問型病後児保育・施設型病後児（病児）保育 ★
- ・「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」の策定・実施
- ・認証保育所保育料利用者負担軽減助成制度

- ・障害（発達障害を含む）児に対する保育育成支援（保育所、学童クラブ、放課後対策）
- ・要保護児童対策地域協議会の機能強化
- ・要保護児童対策地域協議会を中心とした虐待防止、再発防止の強化 ★
- ・養育支援訪問事業 ★

- ・「すみだ家庭の日（毎月 25 日）」の普及と活用
- ・学校における地域人材の活用
- ・学校支援ネットワーク事業
- ・次世代ものづくり人材育成支援事業
- ・中学生の職業体験・保育体験学習の充実や小学生の幼児との交流
- ・子育て支援の機能充実
- ・子育てサポーターの育成・活用
- ・地域子育てアドバイザーの育成
- ・子育て人材育成・活用ネットワーク化事業

- ・ワーク・ライフ・バランス推進事業
- ・男性の育児参加にむけた意識啓発
- ・地域防犯対策
- ・安全・安心メール
- ・赤ちゃん休けいスポット事業
- ・まち歩きイレ整備事業
- ・子育て支援に関する区ホームページのコーナー作成
- ・子育て支援に関する携帯電話専用Webサイトの作成
- ・子育て手帳（こどもダイアリー）の作成

事業計画

教育・保育給付

施設型給付

認定こども園
幼稚園
保育所

地域型保育給付

小規模保育
家庭的保育
居宅訪問型保育
事業所内保育

地域子ども・子育て 支援事業

- ・地域子育て支援拠点事業
- ・妊婦健康診査
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業
- ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）
- ・子育て短期支援事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- ・一時預かり事業
- ・延長保育事業
- ・病児保育事業
- ・放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

4 計画事業一覧

次世代育成支援行動計画を引き継ぐ計画事業については、重点施策を含め、現在、検討中です。

第4章 施策の展開（次世代育成支援行動計画）

次世代育成支援行動計画を引き継ぐ計画事業については、重点施策を含め、現在、検討中です。

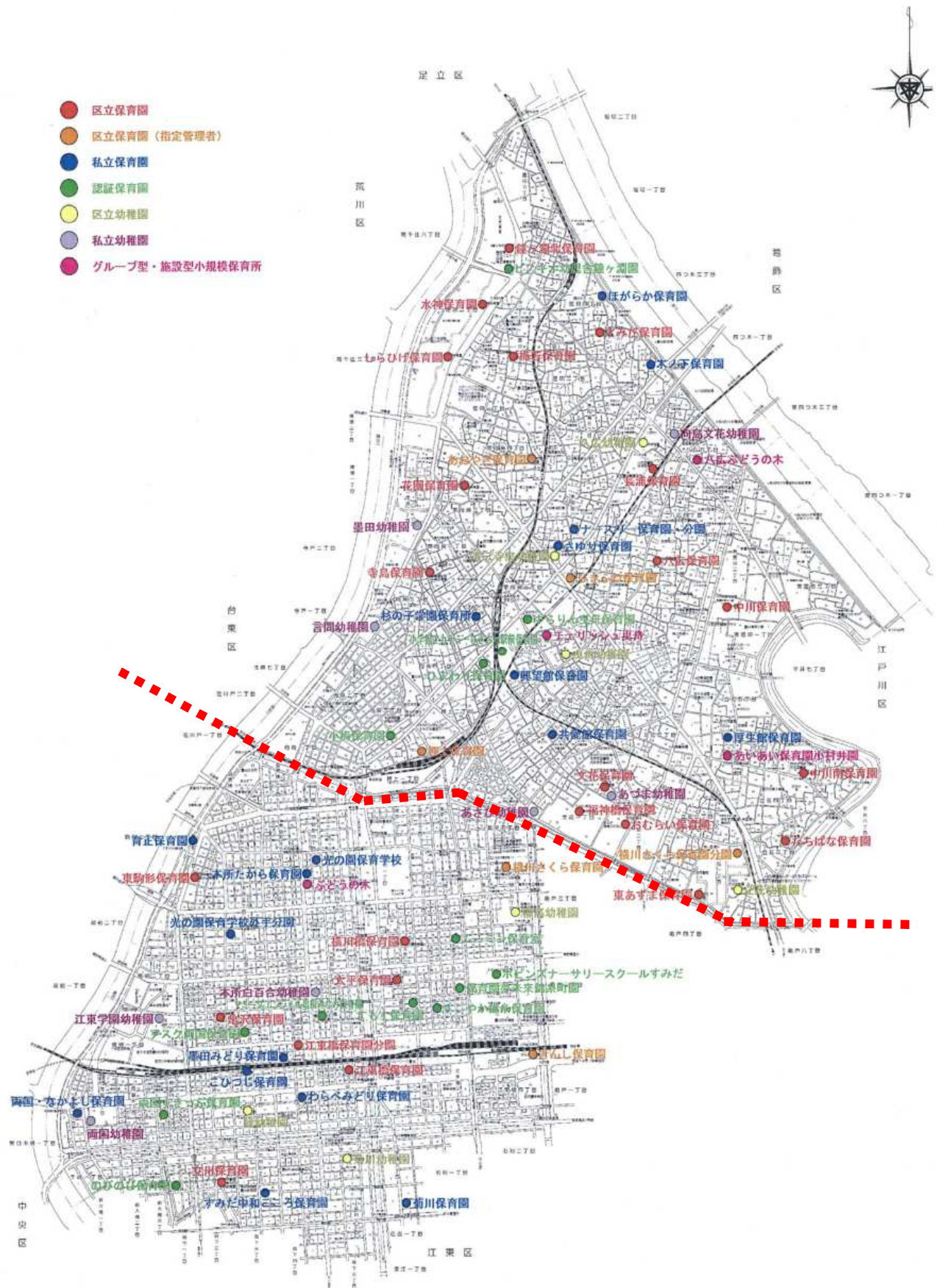
第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」である「教育・保育提供区域」を設定して、その区域ごとの「量の見込み」及び「確保の方策」を計画するものとされています。

そこで、教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）及び地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）は、待機児童ゼロ・定員内保育の実現のため、子どもと保護者が容易に移動可能な地域で利用できる状態を目指す考え方から、南北別に2区域の設定とします。

【提供区域の設定】



2 教育・保育の量の見込みと確保の内容

(1) 新制度による認定区分と施設・事業

子ども・子育て支援新制度では、保護者は給付を受ける資格があることの申請を区市町村に行い、それに基づいて区市町村が認定を行います（ただし、幼稚園の場合は、幼稚園を通じての申請となります）。

認定は、「年齢」と「保育の必要性の有無」により1号から3号の区分で行われ、区分によって利用できる施設や事業が定められます。

【認定区分】

認定区分	年 齢	保育の必要性の有無	利用できる施設・事業
1号認定	満3歳以上	無	認定こども園、幼稚園
2号認定		有	認定こども園、保育所
3号認定	満3歳未満 (0～2歳)	有	認定こども園、保育所、地域型保育事業
(認定対象外)		(無)	(基本的に保護者による自宅等での育児となります)

※認定の基準は、国の基準を踏まえて墨田区の規則で定めます。

認定によって利用できる施設・事業は、「教育・保育施設（施設型給付）」と「地域型保育事業（地域型保育給付）」に分かれます。それぞれの施設と事業の内容は次のとおりです。

【施設・事業の内容】

区分	施設・事業名	対象認定 対象年齢	内 容
教育・保育 施設 (施設型給付)	幼稚園	1号認定 3～5歳児	満3歳から小学校就学前までの子を預かり、幼児教育を行います。延長して預かり保育を行うこともあります。
	認定こども園	1～3号認定 0～5歳児	保護者の仕事の状況にかかわらず、子どもを受入れ、教育・保育を一体的に行います（幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ施設です）。
	保育所	2・3号認定 0～5歳児	保護者が仕事などのため日中家庭で保育できない子を預かります。
地域型 保育事業 (地域型保育 給付)	小規模保育	3号認定 0～2歳児	少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。
	事業所内保育		会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。
	家庭的保育		家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行います。
	居宅訪問型保育		いわゆるベビーシッターで、障害・疾患やひとり親家庭で夜間勤務がある方などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。

（２）区域別の量の見込みと確保の内容

教育・保育の量の見込みと確保の内容は、提供区域ごとと認定区分ごとに記載します。また、量の見込みと確保の内容は、年度ごとにそれぞれの数値を記載し、その差異を示しています。

子ども・子育て支援新制度によらない施設や事業（例えば、私学助成を受ける幼稚園や東京都認証保育所など）も、確保の内容に含めます。

各年度における確保量の基準日は、翌年度の4月1日とします（例えば、平成27年度の基準日は、平成28年度4月1日）。なお、平成26年度は平成27年4月1日時点で確保が予定されている数値です。

1) 北部区域

単位：人

年度	認定 区分		①量の 見込み	②確保の内容						差異 (②－①)
				幼稚園		保育園	認定 こども 園	地域型 保育 事業	認可外 施設等	
				新制度	私学 助成					
平成 26 年度	1号		—	—	998	—	0	—	—	—
	2号		—	—	—	1,879	0	—	9	—
	3号	1～2歳	—	—	—	957	0	79	75	—
		0歳	—	—	—	230	0	33	34	—
平成 27 年度	1号		1,037		998	—	159	—	—	120
	2号		1,595	—	—	445	1,275	—	9	134
	3号	1～2歳	913	—	—	288	669	92	75	211
		0歳	306	—	—	68	162	39	34	▲3
平成 28 年度	1号		1,066		998	—	159	—	—	91
	2号		1,597	—	—	445	1,275	—	9	132
	3号	1～2歳	920	—	—	288	669	105	75	217
		0歳	316	—	—	68	162	45	34	▲7
平成 29 年度	1号		1,096		998	—	159	—	—	61
	2号		1,599	—	—	445	1,275	—	9	130
	3号	1～2歳	930	—	—	288	669	118	75	220
		0歳	325	—	—	68	162	51	34	▲10
平成 30 年度	1号		1,125		998	—	189	—	—	62
	2号		1,600	—	—	445	1,335	—	9	189
	3号	1～2歳	912	—	—	288	693	118	75	262
		0歳	335	—	—	68	174	51	34	▲8
平成 31 年度	1号		1,155		998	—	189	—	—	32
	2号		1,602	—	—	445	1,335	—	9	187
	3号	1～2歳	930	—	—	288	693	118	75	244
		0歳	325	—	—	68	174	51	34	2

2) 南部区域

単位：人

年度	認定 区分		①量の 見込み	②確保の内容						差異 (②－①)
				幼稚園		保育園	認定 こども 園	地域型 保育 事業	認可外 施設等	
				新制度	私学 助成					
平成 26 年度	1号		—	—	585	—	172	—	—	—
	2号		—	—	—	1,173	18	—	62	—
	3号	1～2歳	—	—	—	665	6	50	149	—
		0歳	—	—	—	155	0	24	53	—
平成 27 年度	1号		807		585	—	234	—	—	12
	2号		1,130	—	—	700	504	—	62	136
	3号	1～2歳	914	—	—	428	270	50	149	▲17
		0歳	250	—	—	116	48	24	53	▲9
平成 28 年度	1号		834		585	—	234	—	—	▲15
	2号		1,332	—	—	850	504	—	62	84
	3号	1～2歳	958	—	—	482	270	50	149	▲7
		0歳	268	—	—	134	48	24	53	▲9
平成 29 年度	1号		861		585	—	285	—	—	9
	2号		1,535	—	—	1,000	543	—	62	70
	3号	1～2歳	1,002	—	—	536	294	50	149	27
		0歳	286	—	—	152	60	24	53	3
平成 30 年度	1号		889		585	—	285	—	—	▲19
	2号		1,737	—	—	1,150	543	—	62	18
	3号	1～2歳	982	—	—	590	294	50	149	101
		0歳	304	—	—	170	60	24	53	3
平成 31 年度	1号		916		585	—	336	—	—	5
	2号		1,939	—	—	1,300	582	—	62	5
	3号	1～2歳	1,001	—	—	644	318	50	149	160
		0歳	322	—	—	188	72	24	53	15

【今後の方向性】

確保策は、潜在的ニーズは徐々に顕在化してくると想定されるため、財政負担の平準化を図りながら、平成 31 年度までの 5 か年で段階的に実施していくこととします。そのため、目標とする必要確保量は、平成 31 年度の数値とします。

平成 27 年度以降、区立保育園の全園を認定こども園（幼保連携型）化し、認定こども園に対する高いニーズに応えた上で、確保策を展開します。

北部区域では、平成 31 年度までに認定こども園を 1 園、小規模保育所を 3 園、整備していく予定です。

南部区域では、平成 31 年度までに認定こども園を 2 園、認可保育所を 9 園、整備していく予定です。

区全域において平成 31 年度までに、認定こども園を 3 園、認可保育所を 9 園、小規模保育所を 3 園、整備していく計画です。

3) 1号認定

単位：人

【北部】		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		—	1,037	1,066	1,096	1,125	1,155
②確保の 内容	教育・保育施設	—	159	159	159	189	189
	幼稚園（私学助成）	998	998	998	998	998	998
差異（②－①）		—	120	91	61	62	32

単位：人

【南部】		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		—	807	834	861	889	916
②確保の 内容	教育・保育施設	172	234	234	285	285	336
	幼稚園（私学助成）	585	585	585	585	585	585
差異（②－①）		—	12	▲15	9	▲19	5

【今後の方向性】

北部では、区立保育園の認定こども園化により定員幅が広がることから、平成 29 年度までは現在の体制で対応できます。その後は認定こども園を整備し、定員増加を見込んでいます。

南部では、区立保育園の認定こども園化により定員幅は広がりますが、それ以上のニーズが見込まれているため、平成 28 年度以降、認定こども園を整備して需要に対応していきます。

4) 2号認定

単位：人

【北部】		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		—	1,595	1,597	1,599	1,600	1,602
②確保の 内容	教育・保育施設	1,879	1,720	1,720	1,720	1,780	1,780
	認可外施設等	9	9	9	9	9	9
差異（②－①）		—	134	132	130	189	187

単位：人

【南部】		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		—	1,130	1,332	1,535	1,737	1,939
②確保の 内容	教育・保育施設	1,191	1,204	1,354	1,543	1,693	1,882
	認可外施設等	62	62	62	62	62	62
差異（②－①）		—	136	84	70	18	5

【今後の方向性】

北部では、平成 31 年度まで現在の体制でニーズを充足できます。

南部では、平成 31 年度までに多くの需要が見込まれるため、平成 27 年度以降、認可保育所の整備や、認証保育所から認可保育所への転換に伴う定員増加により、ニーズに対応します。

5) 3号認定(0歳)

単位：人

【北部】		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み		—	306	316	325	335	325
②確保の内容	教育・保育施設	230	230	230	230	242	242
	地域型保育事業	33	39	45	51	51	51
	認可外施設等	34	34	34	34	34	34
差異(②－①)		—	▲3	▲7	▲10	▲8	2

単位：人

【南部】		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み		—	250	268	286	304	322
②確保の内容	教育・保育施設	155	164	182	212	230	260
	地域型保育事業	24	24	24	24	24	24
	認可外施設等	53	53	53	53	53	53
差異(②－①)		—	▲9	▲9	3	2	15

【今後の方向性】

北部では、平成31年度まで小規模保育所を徐々に増やし、0歳児の保育環境の整備に努めます。

南部では、平成27年度以降、主として認可保育園の整備により、定員拡充を図っていきます。

6) 3号認定(1～2歳)

単位：人

【北部】		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み		—	913	920	930	912	930
② 確保の 内容	教育・保育施設	957	957	957	957	981	981
	地域型保育事業	79	92	105	118	118	118
	認可外施設等	75	75	75	75	75	75
差異(②－①)		—	211	217	220	262	244

単位：人

【南部】		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み		—	914	958	1,002	982	1,001
② 確保の 内容	教育・保育施設	671	698	752	830	884	962
	地域型保育事業	50	50	50	50	50	50
	認可外施設等	149	149	149	149	149	149
差異(②－①)		—	▲17	▲7	27	101	160

【今後の方向性】

北部では、平成 31 年度まで現在の体制でニーズを充足できます。

南部では、量の見込みと確保の内容に大きな差はないものの、平成 27 年度以降、認可保育園と認定こども園の整備により、定員拡充を図っていきます。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容は事業ごとに記載し、必要に応じて区域ごとに記載します。また、量の見込みと確保の内容は、年度ごとにそれぞれの数値を記載し、その差異を示しています。

地域子ども・子育て支援事業は、事業ごとに区全域である 1 区域か、南北別の 2 区域とします。

平成 25 年度の「量の見込み」は実績を表しています（一部除く）。

【地域子ども・子育て支援事業の事業内容】

事業	区域検討の考え方	提供区域
放課後児童健全育成事業 (学童クラブ運営事業)	希望する地域で利用できるように、子どもと保護者が容易に移動可能な地域で利用できる状態を目指す	2 区域
時間外保育事業 (延長保育事業)	希望する地域で利用できるように、子どもと保護者が容易に移動可能な地域で利用できる状態を目指す	2 区域
子育て短期支援事業 (子どもショートステイ事業)	実施できる施設が限られているため、現在の設置数、設置箇所を実施することを基本として需要と供給のバランスを図る	区全域
地域子育て支援拠点事業 (子育てひろば事業)	子どもと保護者が希望した地域で利用できるように、子どもと保護者が容易に移動可能な地域で利用できる状態を目指す	2 区域
幼稚園による一時預かり		区全域
一時預かり事業等	希望する地域で利用できるように、子どもと保護者が容易に移動可能な地域で利用できる状態を目指す	2 区域
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	希望する地域、希望するタイミングで利用できるように、子どもと保護者が容易に移動可能な地域で利用できる状態を目指す	区全域
病児・病後児保育事業	現在の設置施設で実施することを基本として、需要と供給のバランスを図る	2 区域
利用者支援事業 (保育コンシェルジュ事業)		区全域
妊婦健診	妊婦が自らの状況に応じて既存の医療機関を利用するため、区域を分ける必要性はない	区全域
乳児家庭全戸訪問事業	乳児がいる全ての家庭を対象とするため、区域を分ける必要性はない	区全域
養育支援訪問事業	虐待等支援が必要な家庭を訪問するため、区域を分ける必要性はない	区全域

(1) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ運営事業）

【事業の内容】

保護者が労働などにより昼間に家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に学童保育所を利用し、適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

単位：人日／月

【全区域】		平成 26 年 実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の 見込み	低学年	1,714	1,799	1,825	1,851	1,877	1,903
	高学年	59	67	75	84	92	100
	合計	1,773	1,866	1,900	1,935	1,969	2,003
②確保の 内容	低学年	1,850	1,794	1,810	1,846	1,876	1,910
	高学年	—	69	80	84	94	100
	合計	1,850	1890	1,890	1,930	1,970	2,010
差異（②－①）		77	24	▲10	▲5	1	7

※平成 26 年実績の「量の見込み」は、平成 26 年 4 月時点の登録者数。

※平成 26 年実績の「確保の内容」は、平成 27 年 4 月 1 日時点で予定されている定員数。

【北部】		平成 26 年 実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の 見込み	低学年	1,074	1,117	1,133	1,149	1,166	1,182
	高学年	39	44	50	56	61	66
	合計	1,113	1,161	1,183	1,205	1,227	1,248
②確保の 内容	低学年	1,190	1,117	1,133	1,134	1,164	1,164
	高学年	—	73	57	56	66	66
	合計	1,190	1,190	1190	1,190	1,230	1,230
差異（②－①）		77	29	7	▲15	3	▲18

【南部】		平成 26 年 実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の 見込み	低学年	640	682	692	702	711	721
	高学年	20	23	25	28	31	34
	合計	660	705	717	730	742	755
②確保の 内容	低学年	660	677	677	712	712	746
	高学年	—	23	23	28	28	34
	合計	660	700	700	740	740	780
差異（②－①）		0	▲5	▲17	10	▲2	25

【今後の方向性】

平成 31 年度までに北部で 1 室、南部で 3 室、合計で 4 室の学童クラブの開設を目指します。

学童クラブの整備と同時に、要保護児童への対応や高学年の居場所づくりなど、必要な支援に取り組んでいきます。

既存の学童クラブと児童館の機能強化や、放課後子ども教室などの関係から、学校や教育委員会との連携強化に努めます。

（２）時間外保育事業（延長保育事業）

【事業の内容】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日や利用時間以外の日・時間において、認定こども園、保育所などで保育を行う事業です。

単位：人日／月

【全区域】	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	570	647	725	803	881	881
②確保の内容	—					
差異（②－①）	—					

【北部】	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	281	345	387	428	470	470
②確保の内容	—					
差異（②－①）	—					

【南部】	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	288	302	338	375	411	411
②確保の内容	—					
差異（②－①）	—					

【今後の方向性】

現在、検討中です。

(3) 子育て短期支援事業（子どもショートステイ事業）

【事業の内容】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

単位：人日／年

【全区域】	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	12	26	40	54	68	68
②確保の内容	—					
差異（②－①）	—					

【今後の方向性】

現在、検討中です。

(4) 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）

【事業の内容】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を設け、子育てについての相談や情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

単位：人回／年

【全区域】	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	126,177	156,621	187,065	217,509	247,953	278,397
②確保の内容	—					
③箇所数						
差異（②－①）	—					

【北部】	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	78,693	80,065	95,628	111,191	126,754	142,316
②確保の内容	—					
③箇所数						
差異（②－①）	—					

【南部】	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	47,484	76,556	91,437	106,318	121,199	136,081
②確保の内容	—					
③箇所数						
差異（②－①）	—					

【今後の方向性】

現在、検討中です。

(5) 一時預かり事業

1) 幼稚園による一時預かり事業

【事業の内容】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

単位：人日／年

【全区域】	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	6,602	7,763	8,924	10,084	11,245	11,204
②確保の内容	—					
差異（②－①）	—					

※「教育・保育の量の見込みと確保の内容」において、2号認定を認定こども園で受け入れる方向性のため、本事業では2号認定分を計上していない。

【今後の方向性】

現在、検討中です。

2) 一時預かり事業等

【事業の内容】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。また、トワイライトステイ事業や、病児・行母児保育を除くファミリー・サポート・センター事業も含まれます。

単位：人日／年

【全区域】	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	12,857	17,598	22,338	27,079	31,820	36,560
②確保の内容	—					
差異（②－①）	—					

【北部】	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	—	9,388	11,917	14,447	16,976	19,505
②確保の内容	—					
差異（②－①）	—					

【南部】	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	—	8,210	10,421	12,632	14,844	17,055
②確保の内容	—					
差異（②－①）	—					

【今後の方向性】

現在、検討中です。

(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業の内容】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

単位：人日／週

【全区域】		平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の 見込み	低学年	—	0	0	0	0	0
	高学年		0	0	0	0	0
	合計	—	0	0	0	0	0
②確保の 内容	低学年	—					
	高学年	—					
	合計	—					
差異（②－①）		—					

【今後の方向性】

現在、検討中です。

(7) 病児・病後児保育事業

【事業の内容】

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

単位：人日／年

【全区域】	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	390	1,705	3,020	4,335	5,650	5,649
②確保の内容	—					
差異（②－①）	—					

【北部】	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	—	910	1,612	2,313	3,015	3,014
②確保の内容	—					
差異（②－①）	—					

【南部】	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	—	795	1,408	2,022	2,635	2,635
②確保の内容	—					
差異（②－①）	—					

【今後の方向性】

現在、検討中です。

(9) 利用者支援事業（保育コンシェルジュ事業）

【事業の内容】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

単位：箇所数

	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
箇所数	277	1	1	1	1	1

※平成 25 年度の数値は相談件数等の実績値。

【今後の方向性】

保育を希望する保護者の相談に応じ、認可保育園や認証保育園、幼稚園の預かり保育などの保育サービスについて、情報提供や相談・助言等を行い、子育て世帯への支援を充実させます。

実施箇所は 1 か所ですが、支援体制の充実を図り、情報提供や相談・助言等のほか、子育てニーズの把握や関係機関との連携・調整、地域課題の把握など、幅広い支援を行います。

(10) 妊婦健康診査

【事業の内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

単位：人回／年

	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	26,217	26,400	25,476	25,043	26,546	26,546
②確保の内容	—					
差異（②－①）	—					

【今後の方向性】

現在、検討中です。

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業の内容】

生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

単位：回／年

	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1,863	2,000	1,930	1,897	2,011	2,011
②確保の内容	—					
差異（②－①）	—					

【今後の方向性】

現在、検討中です。

(12) 養育支援訪問事業

【事業の内容】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

単位：日／年

	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	312	373	382	381	375	375
②確保の内容	—					
差異（②－①）	—					

【今後の方向性】

現在、検討中です。

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進

(1) 関係機関等との連携・協働

計画の推進にあたっては、庁内の関係各課、関係機関・団体と連携して子ども・子育て支援施策に取り組むとともに、区内の教育・保育事業者、学校、区民との連携・協働を推進しながら施策の充実を図っていきます。

(2) 計画・制度の周知

計画の推進には、子育て家庭や関係団体・事業者をはじめ、多くの区民の理解と協力が重要であることから、計画の内容を関係者や関係団体へ周知するとともに、広報紙やホームページなど様々な媒体を活用して、広く市民にお知らせします。同様に、「子ども・子育て支援新制度」の周知に努めていきます。

2 計画の進行管理

計画の進捗状況の管理にあたっては、「墨田区子ども・子育て会議」においてその進捗状況を確認・評価していきます。

なお、計画に定める量の見込みに大きな変動が生じる場合は、必要に応じて、計画の一部見直しを行います。